

令和 2 年 2 月 19 日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	6
開会・開議	7
議事日程について	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸報告	7
管理者提出議案の報告	8
管理者の挨拶	8
一般質問	10
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議事日程の順序の変更の決定	55
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
会議時間の変更	76
議案第3号及び議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
会議時間の変更	97
閉会	100

秩広組告示第3号

令和2年第1回（2月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年2月12日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 令和2年2月19日（水）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

令和2年2月19日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和2年2月19日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第1号 秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第3号及び議案第4号一括上程
 - 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - 議案第4号 秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
- 第 9 議案第5号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第6号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第4回）
- 第11 議案第7号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第12 議案第8号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(開会 午前 9時50分)

出席議員 (15名)

1番	上林富夫	議員	2番	山中進	議員
3番	黒澤秀之	議員	4番	高野宏	議員
5番	大久保進	議員	6番	松澤一雄	議員
7番	小櫃市郎	議員	8番	浅海忠	議員
9番	黒澤克久	議員	10番	浅見裕彦	議員
11番	宮原睦夫	議員	12番	四方田実	議員
13番	新井利朗	議員	15番	高橋耕也	議員
16番	出浦正夫	議員			

欠席議員 (1名)

14番 染野光谷 議員

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
富田能成	副管理者
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	理事
引間正人	監査委員
町田信男	事務局長
関根健夫	会計 管理者
小林幸一	消防長
坂本峰男	総務兼 調整幹 危機防 管理監
加藤猛	水道局長
内山昭男	事務局長兼 福祉保健 課長兼 会計課長
柳井戸直樹	事務局長兼 管理課長

関	河	幹	男	消防本部 次長兼 消防署長
中	里		悟	消防本部 次長兼 指令課長
町	田		進	専門員兼 総務課長
中	畦	立	男	専門員兼 予防課長
小	茂	田	浩	専門員兼 警防課長
柴	岡	康	夫	水道局 次長兼 工務課長
富	田	豊	彦	水道局 次長兼 契約検査長
田	村	政	雄	水道局 技監
大	濱	弘	一	専門員兼 皆野・瀬 長事務所長
野	澤	好	博	業務課長
原	島		健	秩父 クリーン センター 長
嶋	崎	典	浩	秩父 環境衛生 センター 長
古	屋	敷	光	経営企 画課長
新	井	伴	明	浄水課長
中	村		智	吉田 事務所長
千	島		武	滝川 大荒事務所長
町	田	一	生	横瀬 事務所長
高	橋		豊	小野 事務所長

職務のため出席した事務職員

柳 井 戸	直 樹	書 記 長
岩 田	聡	書 記

午前 9時50分 開会

○開会・開議

議長（宮原睦夫議員） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回秩父広域市町村圏組合2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（宮原睦夫議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（宮原睦夫議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

8番 浅海 忠 議員

9番 黒澤 克久 議員

10番 浅見 裕彦 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（宮原睦夫議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（宮原睦夫議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

引間監査委員。

（引間正人監査委員登壇）

引間正人監査委員 おはようございます。昨年12月に監査委員に就任いたしました引間でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。お手元に配付されております報告書は、昨年10月から12月まで、それぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計について検査を実施したものでございます。

これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高は、いずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預貯金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、昨年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は10億3,199万3,973円、水道事業会計の残高は39億181万1,009円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（宮原睦夫議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（宮原睦夫議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（宮原睦夫議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆様、おはようございます。宮原議長様からお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、各議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

そして、まずもって過日行われました皆野町町議会議員選挙でご当選されました皆様におかれましては、心からお祝いを申し上げますとともに、その中で宮原議長様におかれましては、今月末で議会議員を勇退されるとお聞きしたところでございます。長年、皆野町町議会議員、また組合議会議員として秩父地域の発展に多大なご尽力いただきましたことに心から感謝するとともに、くれぐれもご自愛いただき、引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、水道事業統合後の大きな事業として、本定例会開会前の議会全員協議会において、水道料

金統一に向けての理事会の協議状況について議員の皆様にご報告させていただいたところでございますが、改めまして理事会における決定方針をこれからご報告させていただきたいと存じます。令和3年度に予定しております水道料金につきましては、現在の基準料金体系である秩父市の料金体系に統一を図るとして意思決定をいたしました。答申書にありました平均改定率17.91%につきましては、現実を反映した大変厳しい数値であると考えています。また、この改定率は現在の水道事業には不可欠であり、尊重すべきとして、各理事とも意見が一致しております。

しかしながら、この改定率とした場合、地域間における負担の格差が大きく生じて大きく生じてしまうことが懸念されました。そこで、同一事業体における料金統一を確実に実施するとともに、住民の皆様のご負担を極力抑える方策として、現在の基準料金である秩父市の料金体系に統一することといたしました。令和3年4月の料金統一に当たりましては、今後も住民の皆様にご説明を行い、事業へのご理解をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

新しい令和という新時代を迎えたところでございますが、はや1年が過ぎようとしております。令和2年度においても、秩父地域の安心安全、快適なまちづくりのため、組合の事務事業を推進していかなければならないと考えております。議員の皆様、理事の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要説明にこれから入らせていただきます。本日2月定例会でご審議いただきます議案は、全部で8件でございます。

議案第1号 秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例につきましては、水道局に設置されている契約検査課を事務局に組織替えするため、規定の整備をするものでございます。

議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、埼玉県人事委員会の勧告に準じて給料表の改定等をしたいため、条例の改正を行うものでございます。

議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び議案第4号 秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等に適用する規定について、関係する9件の条例を一括して所要の改正を行うとともに、会計年度任用職員の報酬等について新たに条例を制定したいものでございます。

議案第5号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）につきましては、歳入では清掃手数料の増額や諸収入の増額などの補正を行い、歳出では職員の給与改定に伴う人件費補正や事業費の確定に伴う所要の補正を行うもので、現計予算額32億6,631万1,000円に歳入歳出それぞれ608万1,000円の増額補正を行い、補正後の予算額を32億7,239万2,000円としたいものでございます。

議案第6号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第4回）は、収益的収入では給水収益の減などにより6,183万3,000円を減額し、収益的支出では経常経費の減などにより5,094万6,000円の減額補正を行うとともに、資本的収入は建設改良等の財源に充てるための企業債の増額などから1億3,985万5,000円を増額し、資本的支出では浄水施設関連工事において年割額を変更したことに伴う減額や請負差金による不用額などから3億4,219万7,000円の減額補正をしたいものでございます。

続きまして、議案第7号は令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。令和2年度の予算総額ですが、35億365万6,000円を計上させていただきました。前年度の予算額に対しまして4億610万1,000円の増額となり、率にして13.11%の増となっております。

令和2年度においては、主要事業として、クリーンセンターの2号炉煙道排ガス分析計更新工事、消防小型動力ポンプ付水槽車の整備、消防防災施設拠点整備事業の3件の事業を位置づけているところでございます。

議案第8号は、令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。令和2年度の予算では、収益的収入は33億7,003万円、前年度予算額に対しまして8,183万円の増額とし、収益的支出は29億6,527万円で、前年度予算額に対しまして8,657万円の増額とするとともに、資本的収入は29億2,532万円で、前年度予算額に対しまして9億9,199万円の増額とし、資本的支出では52億1,354万円で、前年度予算額に対しまして15億4,831万円の増額とした予算を計上させていただきました。主な補助事業のうち、耐震基幹管路（Aルート）布設工事A-4工区、長瀬町樋口配水池築造工事、新秩父ミュージックパーク送水管布設工事などを主要事業として位置づけているところでございます。

以上、提出議案の概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては各担当からこれからご説明申し上げますので、十分にご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。各議員におかれましては、市町の3月議会も控えており、公務大変ご多忙の折とは存じますが、健康には十分ご留意いただき、地域の発展のためにご尽力いただくことをお願い申し上げます。管理者としての挨拶とさせていただきます。

では、組合議会、よろしくお願いいたします。

○一般質問

議長（宮原睦夫議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に、一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに特にご留意くださいますようお願いいたします。また、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

10番、浅見裕彦議員。

(10番 浅見裕彦議員登壇)

10番(浅見裕彦議員) 10番、日本共産党、横瀬町議の浅見です。議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って質問をします。

質問に入る前に、今新型コロナウイルスが毎日の報道でも、感染者が増え、広がりを見せ、対策に追われている状況です。健康な方は被害が弱いだけでも、高齢者や病弱者は重篤な状態で、死に至ることも報道されています。秩父広域市町村圏組合では、消防署の救急隊は濃厚接触の場合もあり、自身を守る対策も必要でしょう。また、空気感染、接触感染ですが、これから大きな工事がめじろ押しの水道職場では関連の労働者も増えてくることでしょう。人の出入り、特に浄水場の出入りの管理強化も大事だと思います。広域組合の管理者、久喜先生は医師であり、ぜひイニシアチブを発揮していただき、住民の命と暮らしを守る先頭に立って陣頭指揮をしていただきたいと思います。私もできることはやっていきたいと考えています。

それでは、質問に入ります。まず、1として省エネの取組についてであります。昨年地球温暖化に対する気候行動サミットが国連本部で開かれ、77か国が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする長期目標を表明しました。開幕式でスウェーデンの16歳の少女、グレタさんが演説、温暖化が人や生態系にもたらしている影響に触れ、参加した各国の首脳らを痛烈に批判しました。あなたたちが私たちを失望させる選択をすれば決して許さないと、少女の訴えには全世界からの共感の声が示されています。昨年大雨、今年の冬は氷柱も凍らないなど、気候変動を身近に感じられるようになっていきます。温暖化対策は大切な取組だと考えます。

そこで、(1)として、秩父広域市町村圏組合の各事業のエネルギーの使用実態について伺うものであります。

(2)についてであります。CO₂削減の取組について、各事業における主なものを示していただきたいと思います。

(3)といたしまして、省エネに対する今後の検討課題についてであります。どのように進めているかを伺うものであります。

2としては、職員の管理についてであります。秩父広域市町村圏組合でも、公務員でありながら採用に苦労しているように見えるところでもあります。それは、2次募集をかけなければ人材が確保できない状況に見えます。ちちぶ広域水道だよりで、局長のひとりごとの中で水道職員は一人前になるには長年を要する仕事と言われています。まさにそのとおりだと私も思います。将来にわたり事業を継続していくには欠かせない職員であり、マンパワーが必要というふうに考えます。

そこで、(1)としまして、熟練した職員の退職に伴う職員補充はどのように進めているかについて伺うものであります。

(2) といたしまして、再任用職員の取扱いについてであります。国で基準が示されています。これについて市町村圏組合はどのようになっているか、このことについて伺うものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 10番、浅見裕彦議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、1の(1)、エネルギー使用実態についてどのような状況かについてでございますが、当組合の事務局、消防本部及び水道局における各施設等で使用しております消費エネルギーは灯油、ガソリン、軽油、LPG及び電気でございます。施設における平成30年度の主な年間の使用実態を申し上げますと、秩父クリーンセンターは、ごみの焼却はごみを熱源として24時間運転でございますが、点検などメンテナンスのために炉を切り替えて使用しており、切替えによる炉の立ち上げの際に灯油を2万4,626リットル、秩父環境衛生センターでは、最終処分場におけるごみの残渣埋立て、覆土作業で油圧ショベル等の重機を使用しておりますので、その燃料として軽油を3,350リットル、秩父斎場は、人体炉、動物炉及び空調にLPGを使用しており、LPGを2万6,425立方メートル、消防は車両に係るガソリン、軽油が主なもので、緊急車両、連絡車等を含めた使用合計が5万4,150リットル、水道局につきましては電気が主なものとなり、送水ポンプや取水ポンプなどで772万3,215キロワットアワーを使用しております。

これらの使用量の平成30年度の組合全体の実績数値を申し上げますと、灯油5万603リットル、ガソリン4万4,974リットル、軽油1万8,041リットル、LPG2万8,367立方メートル、電気901万3,551キロワットアワーでございます。

これらのエネルギー使用実績を埼玉県への報告数値で申し上げますと、平成30年度における灯油、ガソリン、軽油、LPG及び電気の燃料等使用量の原油換算合計量は年間に2,458キロリットルでございます。この数値を平成29年度の実績数値、年間2,665キロリットルと比較いたしますと、207キロリットルの減少、率にして7.76%の減少でございます。以上が使用実態でございます。

次に、1の(2)、CO₂削減についてでございます。秩父広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量の削減のための具体的な取組につきまして、5つの方策を位置付けております。1つ目として、照明に対する取組やOA機器に対する取組による電気使用量の削減、2つ目として、公用車における取組によるガソリン使用量の削減、3つ目として、施設や設備の改修や工事に当たっては、環境に配慮し、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備及び管理による施設設備の改善等、4つ目として、電気製品等の物品購入、レンタル時には、省エネルギータイプの環境負荷の少ないものの購入等による物品購入等、5つ目として、ごみの減量、節水などによるその他の取組、以上これらについて、組合全職員が業務を遂行する中で、地球温暖化防止への小さな

一步ではございますが、環境負荷の低減につながる取組を実践しているところでございます。

具体例を申し上げますと、水道局の送水ポンプにつきましても、インバーター制御機能つきでないものにあつては、ポンプ流量の基準値を逸脱しないよう流量調整をバルブにより行うなど消費電力量の抑制に努めている状況でございます。議員もご覧になっていることと存じますが、平成29年度に策定をした秩父広域市町村圏組合地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量の削減目標は平成28年度排出量の年間4,421トンCO₂を、計画目標年度の令和4年度までに5%を削減し、年間4,200トンCO₂の排出量とすると位置づけております。この計画の基準年度の平成28年度と平成30年度の温室効果ガスの総排出量、年間3,759トンCO₂を比較をいたしますと、既に14%の削減となつてございます。

参考申し上げますと、この秩父クリーンセンターの発電設備によるCO₂削減率は、改良工事前後で比較をいたしますと、引渡し性能試験による数値で申し上げますが、227%の削減となっております。平成31年4月よりこれらの発電による余剰電力を秩父新電力株式会社の一部売電するとともに、秩父新電力株式会社より再生可能エネルギーとして購入してエネルギー循環をしており、さらに温室効果ガスの削減に寄与しているものと考えております。

次に、1の(3)、省エネに対する今後の検討課題についてでございますが、議員ご案内のとおり、エネルギーの使用の合理化に関する法律では、事業者全体のエネルギー使用量、原油換算値にして年間1,500リットル以上の場合には、そのエネルギー使用量を国に届出をし、特定事業者の指定を受けるとともに、使用実績等を届け出る必要がございます。先ほどの使用実績の答弁でも申し上げましたとおり、当組合も届出対象であります。この届出等を失念しておりましたので、今後適正に処理をしていくことといたします。

今後の検討課題でございますが、ごみ処理施設や水道施設等で使用しております各種ポンプや老朽化したエアコンなどをインバーター制御機能つきなどの高効率なものへ、さらには照明を蛍光灯からLEDに順次計画的に更新するなど、環境負荷の低減を図る必要があると考えております。ちなみに40型の蛍光灯2本をLED照明に変更した場合、約1,028キログラムのCO₂削減効果があるようでございます。さらには、LEDには水銀、鉛など有害物質を使用していないことから、環境にも優しいという特徴もございます。

また、CO₂の削減の取組につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたが、組合施設では平成31年4月より、秩父新電力株式会社より再生可能エネルギーとして秩父クリーンセンター、秩父環境衛生センター、秩父斎場及び消防の4分署で購入をしております。また、水道浄水場、取水場、ポンプ場や送水ポンプなどの使用電力も順次秩父新電力株式会社へ契約変更をしているところでございます。

このように、循環型社会のモデルである再生可能エネルギーの地産地消により一層の地球温暖化防止に結びつく省エネルギー対策として、購入価格や電力の需給バランス、同時同量などクリアす

べき点も需給双方でございますが、再生可能エネルギー、いわゆるクリーンセンターの発電等による秩父地域で発電されたエネルギーを組合の未購入施設や設備で順次購入していくことが優先的な課題であると思慮しているところでございます。今後地球温暖化対策に結びつく省エネ対策を考慮しながら各施設の更新計画等と照らし合わせ、当然のことながら財源等確保の問題もございまして、費用の平準化を考慮しながら各種事業を推進してまいりたいと存じます。

続きまして、2の(1)、熟練した職員の退職に伴う職員補充はどのように進めているかにつきましてでございます。まず、組合職員の採用につきましては、退職する職員を補充するということが基本に進めております。熟練した職員といいますと、事務職員、技術職員、消防職員とも各分野において長年培った知識や能力を有している職員であるというふうに認識をしております。

組合の職員構成を見ますと、消防職員はプロパー職員、事務局職員は、数名の派遣職員はおりますが、基本的にはプロパー職員で構成されております。これに対しまして、水道局職員は平成28年度に統合したことから、各市町等からの派遣職員が8割強を占めておりまして、組合内部でもその状況は違っております。

過去の人材育成のご質問の中でもご答弁させていただいておりますが、派遣職員の多い水道局につきましては、派遣元の人事によって事業への影響が出てくることも考えられます。プロパー職員を採用することにより、ベテラン職員からの技術の継承等、組合職員としてじっくりと育てることが可能になります。また、事務局のクリーンセンター及び環境衛生センターにおいても技術管理者などの有資格者を配置しなければならず、同時に技術等の継承が必要であることから、継続的に職員を採用してまいりたいと考えているところでございます。

令和2年度の職員採用に当たりましては、一般事務職、土木、電気の技術職、消防職について採用試験を実施いたしました。このうち事務局、消防局で募集した一般事務職、技術職は募集人員に達せず、追加試験を実施いたしました。特に技術職については、組合同様、どの自治体でも採用に苦慮しているとお聞きしておりますが、技術職の採用に当たっては、学卒者に加え、民間企業等の経験者を対象とした試験を行うことで対象者の枠を広げ、より受験しやすい対応をしているところでございます。いずれにいたしましても、圏域住民の人口減少が進む中、組織の見直しを進めるとともに、技術継承等も考慮しながら効果的な職員採用について検討してまいりたいと存じます。

次に、2の(2)再任用職員の取扱いはどのようになっているかでございますが、再任用職員につきましては、11月定例会の浅見議員の議案質疑においてご答弁申し上げましたとおり、組合の再任用職員に関する条例に基づき、採用しております。原則として短時間勤務とし、任期は1年を超えない範囲としております。また、再任用の上限年齢につきましては、年金の満額受給年齢に到達した年度の3月31日までとなっているものでございます。

再任用職員の採用につきましては、対象者の希望調査を行い、組合職員で組織する再任用職員選考委員会を経て再任用候補者を決定しております。(1)のご質問にも関連をいたしますが、長年

活躍してきた職員を再任用職員として採用することにより、新規採用職員を初めとする後輩職員の育成にもつながるものと考えております。現在消防職員6人を再任用職員として採用しておりますが、退職予定者のない年度もございまして、増減はありますが、再任用職員の数は増加していくものと見込んでおります。今のところ退職前の部署に配属をしておりますが、今後は組合全体に活躍の場を広げた採用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(何事か言う人あり)

町田信男事務局長 すみません。2か所ほど訂正をさせていただきます。

1の(3)のところで原油換算値1,500リットルと申し上げましたが、年間に1,500キロリットルでございました。よろしくお願いいたします。

それから、職員の補充のところでございますが、事務局職員、それから消防職員と申し上げましたが、水道局職員の間違いでございました。よろしくお願いいたします。

議長(宮原睦夫議員) 10番、浅見裕彦議員。

10番(浅見裕彦議員) 質問のやり取りですけれども、1番についてまずやって、終わってから2番という形で進めるので、よろしいですね。一緒に回答をもらってしまったので、一緒にやろうかなと思ったのですが、大項目の1番をやって、それで2番という形で進めますので、よろしくお願いいたします。

回答ありがとうございました。秩父広域は、CO₂削減計画だとか、あるいはクリーンセンターの長寿命化計画、それから地球温暖化実行計画ということで、非常に細かに資料をオープンにしながらやっているところだというふうに感じます。そういう中で、今年間の報告がありましたキロリットル換算、あるいはCO₂削減で既に大きく227%発電で再生可能エネルギーでやっているということで、クリアしているところもあるというふうなことは十分認識しているところであります。こういう中で各それぞれの取組ということで主なものを説明していただきました。

再質問としましては、特に大きなエネルギーを使うということで、電気だということ、水道局が772万3,000キロワットアワーで、こういう大きな電力を使うということで、それに対する取組がインバータであるとか、あるいは調整弁によって大きな電気を使わないような苦勞している取組というふうに聞こえました。非常に水道局のほうは多岐にわたっている点がありますので、それぞれの状況等がありますが、そういう全体に対する、こういう省エネに対する取組がこうだということをどのように進めているのか、具体的な進め方についての説明を再度よろしくお願いいたします。

それから、クリーンセンターにつきましては、ごみでは点検時に点火するというので、灯油ということでありました。主にクリーンエネルギーの発電の電力のもととなっているというところで、エネルギーをそれほど使わないで発生しているということでありました。発電機の効率を見たときに、このクリーンセンターの発電機は1,750キロVAに対して1,400キロVAということで、80%の

効率というふうな発電機なのですが、提案されたから、こういう形なのですが、それぞれ火力、水力によっての効率は違うというふうに思いますが、効率を上げる算段があるかどうかという点が2つ目であります。

それから、今のCO₂の原油換算の1,500キロリットルを超えるということで、省エネルギー法に対する第2種工場になってくるところであります。そういうところに対してのエネルギー管理士というのですか、そういうところを今どのように配置して、どのように進めていくかについてであります。今後の検討課題ということで、こういう今のCO₂対策をやったけれども、キロリットル換算の省エネ法に対する取組は今後ということでありましたので、具体的にどのように進めていくかという点、3点についての説明を再度よろしくお願いいたします。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 浅見議員の再質問にお答えいたします。

水道局の浄水場の省エネ化の取組についてでございますけれども、特に先ほども事務局長からお話がありました照明や表示ランプは、更新時にはLED、ポンプについてはインバーター制御式や省エネタイプのものに交換しております。別所浄水場や橋立浄水場では、薬品注入ポンプなどインバーター制御を使用しており、給水用増圧ポンプにつきましても浄水場や峰沢配水池などに採用しております。今後も比較検討しながら省エネに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） クリーンセンター所長。

(原島 健秩父クリーンセンター所長登壇)

原島 健秩父クリーンセンター所長 それでは、10番、浅見議員の再質問、クリーンセンターの発電設備の容量の増加についてお答えいたします。

発電については、ボイラー、タービン、発電機を使用しておりますが、燃料となるごみの量の計算によって算出されておりますので、現在のところ容量を増加させるという考えはございません。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

(柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇)

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 浅見議員の3番目の質問になります。省エネの事業に伴います届出に関するところの必要な責任者の設定でございます。

まず、お話しいただいたように、事業全体のエネルギー使用量、原油換算値が1,500キロリットル以上の場合には、省エネ法に基づいて届出が必要であるということでございます。組合におきましては、秩父クリーンセンター、ここが一番大きいところになりますが、それから水道、消防を合わせますと1,500キロリットルを超えているというところで、先ほどそれは局長からご説明をした

ところでございます。これに基づきまして、選任すべきもの、この届出に対してなのですが、エネルギー管理統括者、それからエネルギー管理企画推進者という職を組合の中に置く必要がございます。実を言いますと、まだその辺が遅れていまして、これからその詳細を確認しながら、全体で置くのが必要なのか、それとも施設ごとに置くのが必要なのか、そういうものを確認しまして、届出と併せながら検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） ご答弁ありがとうございました。各浄水場における照明などのLED化、あるいはインバーター化について、今後の工事の中では、特にこの省エネに即した、これはいい、悪いを抜きにしてなのですけれども、増圧ポンプというのがミュージックパークのほうに上げるとなると、増圧ポンプがかなり大きな量の電力使用量になってくるところだというふうに思います。そういう中でのインバーター導入等をしてしながらエネルギーの効率化を図る必要があると思いますので、そこは十分検討しながら進めているところだというふうに思っているところであります。

先ほど私は主なものと聞いたけれども、水道事業体の中で横瀬があります、秩父があります、小鹿野があります、皆野、長瀬がありますということで、それぞれの取組について差があるのではないかと、その統一のところをどうかということで、みんなでここは共有しながら、こういうふうに進めています、こういう指導もしながら行っていると。特に更新工事等については、水道局で一括して発注、採用をやっているの、各自治体におけるその従前とまた変わった方法になってきているのか、従前どおりというのか、そこら辺の配慮についてがどうかというのが先ほどの聞いたかったところなので、もう一度そのところをよろしく願います。

それから、あとのクリーンセンターのほうは、容量を上げるのではなくて、効率を上げるという形でどうかということだったのです。1,750キロVAに対して1,400キロVAというのは効率の問題で、これだけの容量があるけれども、実際上の出力はこれだというのが約80%なので、そこは上げるところがあるのかどうかということで、なかなかどうかということなのです。

それから、最後の今後の進め方の中です。省エネ法に基づくということで、人を育ててはいけない、講習を受けてとかというふうなことで、そこら辺をぜひ。今年度の中では、特に講習費の中には入っていなかったと思うのですが、まだこれから予算があるところなので、管理士までは要らないけれども、推進員とか、そういう養成講習等もありますので、ぜひそこら辺を考慮して進めていただきたいと思っておりますので、そのところについて再度よろしく願います。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 浅見議員の再々質問にお答えいたします。

電気の運用につきましては、統合前と運用の仕方は変わっておりませんが、更新時にはコ

ンサルに比較検討をしていただいて、一番コストのかからない運用の方法で比較検討して決定しております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） クリーンセンター所長。

（原島 健秩父グリーンセンター所長登壇）

原島 健秩父グリーンセンター所長 ただいまの再々質問にお答えいたします。

先ほどの発電機の効率の向上ということでもございました。これにつきましては、蒸気の発生量につきまして定量となっております。現在の設備ですと今以上の効率を上げるということが難しいということでもございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 ただいまご質問いただきました統括者、それから推進者の講習についてでございますが、まずは届出をするということを先にさせていただいて、それに伴って講習等が必要であれば、予算を見ながら対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） それでは、2番目のほうに入ります。

先ほど答弁にありました職員の退職者に伴って補充をしていく、あるいは再任用職員を配置しながら進めていくという回答がありました。初めに、非常に技術職、一般職を含めて採用していくのがなかなか難しいというふうな状況でありました。秩父郡市においても、それぞれ2次募集をかけるといふような状況であります。秩父広域の今回の2次募集の受験の合格者は、Aとして1人、2人、Fとして1、2、3、4と、こういう合格者が出されています。最初1次募集のときに何人募集して、採用が何人で、そこが足りなくなったので、2次募集を入れたといふようなことなので、その採用内訳について再度説明をしていただければと思います。

秩父の中でも、業者のほうでも町内の事業所へ行って聞いてみると、なかなか新採って採れないのだよと。外に出ていってしまうというか、高校を卒業しても半分は大学に行ってしまう、それから大手企業に行ってしまうと、残った人数の中で秩父郡市内、圏域内だといふと限られてしまうということです。公務員という、恵まれたという言い方はちょっと表現違うかも分からないけれども、安定した職業ということで、もうちょっとつくのではないかなと思うのですが、そこら辺の難しさという点がどこにあるのか、また横瀬町でも昨年採用した2名は来なかったということがありました。そういうようなことで、分析というのですか、特に受かる人はみんなあちこちに受かってしまうので、選択で行かなくなると。そこを確保する算段というのですか、なかなか難しいと思います

が、その算段をどのように考えているかについてであります。

あと、もう一点は再任用の関係であります。再任用については、国のほうで仕組みをつくって、先ほど答弁でもありました。1年更新だよと、それが原則的な点で、体の状況とかとかというのはあると思います。全体的には、今だんだん、だんだん満額の年金受給というのが後ずれしていきまして、65歳というのにどう近づけるかというところだというふうに思います。例えば再任用に対して1次支給が出ました。もうすぐ65になるのだけれども、65になる前にもう一部支給があったからここまでですよというところもあったりするので、一応体は元気で、なおかつ本人が働けて、広域組合のほうでも判断して、この人は大丈夫ということだったら、満額が発生するその3月31日まで採用ということでありましたので、定数との関係で枠があればという、ここは定数内、定数外の扱いがあると思いますので、定数内扱いはどこが定数内扱い、定数外はここを定数外扱いしているというところを2つ目としてお願いします。

あと、もうちょっと柔軟な職員の確保をどうするかということについてで、先ほど熟練職員が退職してしまった後、それは職場にいながら次の後継者を育てている状況だということなのですからけれども、ぜひ生かせる方法が何とかあればというふうに思いながらいるところです。特に水道職場等は派遣職員が先ほど多いということで、市町からの派遣で、そうすると事業所単位というのが本当に少ないのです、人数が。水道事業体は、多くのところをやっぱり覚えてなくてはいけない、緊急時対応ということなので。そういうところの対応に行くのに、派遣から先ほどプロパーに向けていくという説明がありました。そこら辺の派遣元、派遣元からこちらの職員になりますというふうな、そういう戻ってというのものもあるかと思うのですが、そういう職員の対応をどのように考えているかについて、全体として4点ですか、よろしくをお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 浅見議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、職員の募集につきましては、募集の時点では一般事務職が4名、それから技術職が3名募集をしたところでございます。先ほど申し上げましたように、なかなか集まらないというところもございまして、特に9月の市町村の統一試験、そういうものと一緒に実施したということもあって、なかなか組合というより市町のほうに流れたのかなという意識はございます。それで、実際に内定を出した職員、これにつきましては一般事務職4名、それから技術職4名でございます。

それと、採用の苦労点というお話なのですが、当然組合のホームページですとか、埼玉県の市町村職員の情報サイト、SAITAMA情報ナビですとか、あと当然秩父地域の高等学校、それから県内の大学にも案内状は出しております。そういう対応して、また今年度初めて参加したのですが、県内市町村の公務員を採用する際の説明会、そういうものもありましたので、そこに職員を派遣して、実際に就職を希望している方とお話をする機会ですとか、そういうものも設けた例もございま

す。

それから、再任用のご質問ですが、職員の定数、これについては常勤の職員を定数として考えております。ですから、再任用短時間勤務職員については定数には入っていないというところでございます。

それから、最後の派遣職員、今後のプロパー化ということでございます。どうしても水道事業などですと技術職の確保というところもございまして、派遣元と調整していきながら組合の職員に任用替えするですとか、そういう方策もだんだん考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

(何事か言う人あり)

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 大変失礼いたしました。先ほどの採用の関係なのですが、統一試験は募集が、一般事務職が3名、それから技術職が3名ということだったのですが、統一試験で一般事務職を2名採用しております。その後、一般事務職の職員が1名退職の意向を示しましたので、全部で4人必要だということで、追加試験のほうは、一般事務職は若干名、それから技術職は3名ということで募集をかけております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） これで最後の質問になります。

消防職員についてであります。消防職員は非常に人気があるということで、採用してもみんな中に入ってきているというふうな話を聞いていたところでもあります。実際消防職員に対する使命感ということで来て、採用されるけれども、なかなか中に入ると、今度は実際には、消防職員に火を消してとかというよりも、緊急現場だとか事故現場だとかという、そういうのに救急隊員が多く行ってしまうと、心が折れてしまうというか、本来消防職員はこうだと思ったら、実際の中身というのは、非常に人の死に目も含めながら多く行きながら心が折れていってしまうという、そういう点でのメンタル対策に対してどのように進めているか、實際上に秩父消防においては、そういう点で採用したけれども、辞めてしまう人はいなくて、ずっと継続されているか、そういう状況と今のメンタル対策、2つについて、ちょっと通告はなかったのですけれども、よろしく申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 消防長。

(小林幸一消防長登壇)

小林幸一消防長 浅見議員からの2つの質問についてお答えをさせていただきます。

まず、採用時に面接の試験におきまして、どんな消防の中の仕事をやりたいかということも希望として聞いております。そして、入ってからも、ここ数年というか、こここのところ途中退職という職員はおりません。ずっと勤務を続けているという状況です。

それから、メンタルヘルスについてなのですけれども、衛生管理者を含めて定期的な面談である

とか、それとあとはメンタルヘルス研修というのを本年度も予定しておりますので、そういった形で職員に対しては研修を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、出浦正夫議員。

（16番 出浦正夫議員登壇）

16番（出浦正夫議員） 16番、小鹿野町選出の日本共産党の出浦正夫です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

一般質問を行う前に若干お話を申し上げたいと思いますけれども、昨年の秋以来、秩父地方は本当に大変な事態が発生をいたしました。9月には、当時の名称でいえば豚コレラ、今は豚熱というふうに名前が変わりましたが、吉田地区と小鹿野町で発生ということ、そしてすぐ10月には台風19号の発生による極めて大規模な災害が各地域で起こるという事態になりました。それぞれの自治体の首長さんを初め職員の皆さん、地域みんなは協力して、この対策、復興にご尽力をいただいたことに対しては深く感謝を申し上げるところです。

先ほど浅見議員からもお話がありましたけれども、今新型コロナウイルスの問題が世界的に関心を集めております。今朝のNHKニュースでは、中国では感染者が7万4,000人を超え、死者がちょうど2,000人に達したというふうに報道されておりました。今朝の毎日新聞によると、日本国内での発生状況は、国内の感染者が48人、それから中国で感染をして帰ってきた方が12人、チャーター便で帰国をした人が13人、そしてクルーズ船内での感染者が542人ということで、615人という数字になっているという報道がございました。極めて深刻だというふうに思います。重症になるのは大体感染者の5%ぐらい、そのうち死に至るのが2%から3%ぐらいというふうに言われております。国、県、そして各自治体でも早急な対策を取ることが必要だというふうに考えております。質問の最後のところで、本組合に関わるのは救急搬送に関わるところでありますので、その部分について質問を申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に基づきまして質問を行います。1、台風19号による別所浄水場周辺の地滑り、土砂崩落対策について。（1）、地滑り発生時の面積、崩落した土砂量について伺います。

(2)、復旧方針、費用、そのうちの国庫補助金について伺います。国庫補助金で不足する費用については、どのように用意するか伺います。

(3)、破損し、地上設置のままとなっている水道管の本復旧の計画を伺います。先ほど水道局長より国の査察官が本来なら今日来るという話があったのが延期になったということがございましたので、もしかすると例えば(1)に関わっては、もう一回その測量や地質調査のやり直しというようなことがあるのかもしれませんが、取りあえず現時点で分かっていることをお願い申し上げます。同じように(2)も厚生労働省の査察がどうなるかということに関わるかもしれませんが、現時点で分かっていることについてお答えいただければありがたいです。

2、水道料金について。(1)、水道料金統一に向け、水道事業経営審議会より17.91%の値上げが答申されていますが、改定案について伺います。これについては、先ほど9時半からの全協で久喜管理者からお話があり、本定例会の開会後に議案説明の中でもお話がありましたので、先ほどの説明のとおりですというふうにお答えいただいて結構です。

(2)、現在の工事計画を見直しすることなく進めた場合、次々と料金値上げをする必要に迫られることが心配されます。工事の見直し、活性炭等、資材購入の見直しを行う必要があると考えますが、見解を伺います。

(3)、水道事業統合の説明資料には、県水の導入で料金値下げを目指す旨が説明されていますが、本年度はどのように県に働きかけてきましたか。県の回答はいかがか、伺います。

3、水道技術の継承について。(1)、現在工事に際し、調査設計業務等のできる職員は何人いるか伺います。(2)、今後の職員採用計画について伺います。

4、水道水の安定供給、危機管理対策について。(1)、危機管理上、各自治体の主要浄水場は存続する必要があるが、見解を伺います。(2)、小鹿野浄水場の存続を求める小鹿野町議会決議により存続を求めるが、見解を伺います。

5、来年度分の各自治体からの出資債、負担金について。(1)、自治体ごとの出資債の金額を伺います。(2)、料金差額分の負担金額について伺います。

6、新型コロナウイルス感染者対策について。(1)、圏域でも新型コロナウイルスの感染者の発生が心配されます。その場合の救急車の対応、対策について伺います。

よろしくご答弁をお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 それでは、出浦議員のご質問に順次お答えいたします。

まず、大きな1、台風19号による別所浄水場周辺の地滑り、土砂崩落対策について順次お答えいたします。初めに、(1)の地滑り発生の面積、崩落した土砂量についてでございますが、現時点

での測量結果では、長さ約90メートル、幅約130メートル、崩落面積は約1万1,200平米、崩落土砂量は約6,700立方メートル、そのうち既に搬出済みの土砂量は約4,000立方メートルでございます。ただし、先ほども申し上げましたが、査定が延期になりまして、工事着手まで時間を要することから、今後さらに崩落する可能性がございますので、継続して観測していきたいと考えております。

次に、(2)のうち復旧方針でございますが、別所浄水場周辺の地滑りにつきましては、丘陵地全体に地滑りが発生するものではなく、台風19号の上陸に伴い、記録的な長時間の大雨により浸透した地下水の影響で緩んだ土砂の土圧に影響され、コンクリート部分が崩落したものであると考えられます。この復旧方法でございますが、地質調査の中間報告では、アンカー工法が一般的であることから試算をいたしました。最終的な解析結果による工法選定の根拠づけが示されておりませんので、今後さらに必要な調査を行い、結果を踏まえ、十分な精査をして復旧範囲を見きわめて、災害復旧の採択基準を満たす対策工法を決定していきたいと考えております。

なお、今後の予定でございますが、6月末ごろをめどに工法を確定し、詳細設計が完了次第、県と協議を行い、その後に県を経由して厚労省へ事前協議を提出できるよう準備を進めております。この復旧に対する国庫補助金でございますが、別所浄水場の被害が甚大であることから、久喜管理者が厚生労働省医薬・生活衛生局水道課へ赴き、被害状況を直接水道課長に報告させていただきました。また、激甚災害に指定されるかについては、そのとおりであるとの回答をいただいたところでございます。激甚災害の補助率は、3分の2が国庫補助として交付され、残りの3分の1を起債で充当したいと考えておりまして、国庫補助金で不足する費用につきましては、災害復旧債を補正により予算計上させていただきました。

次に、(3)の破損した地上設置の水道管の本復旧計画でございますが、破損した水道管は許容範囲を超える屈曲をしており、いつ破断してもおかしくない状態であるとの管材メーカーからの報告がございました。現在新ミューズパーク配水池へ送水するための新たな送水管の整備を進めているところでございまして、整備が完了するまでは、崩落した部分を避ける形で浄水場入り口付近を経由し、既設管へつなぐ仮設管を計画しております。

次に、大きな2、水道料金についての(1)、改定案につきましては、先ほど全員協議会において管理者から報告させていただいたとおりでございます。

次に、(2)の工事計画の見直しでございますが、令和元年度から2か年の債務負担行為により時点修正を行っているところで、広域化によります10年間という特化した非常に有利な補助金を最大限活用するためには、可能な限り事業を実施することが財政負担を軽減することができるのと同時に、安定した水道水を供給する一番の方法と考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、活性炭等、資材購入でございますが、必要な資材を水道局全体で物品登録業者から広く見積りを徴収し、一括購入するなどの工夫をし、経費削減に努めております。特に活性炭の使用につ

きましては、原水に存在するカビ臭を軽減するための薬品でございまして、常に混和層に投入するのではなく、水質検査の結果の数値の上昇により使用しております。なお、今年度は異常気象により、大型台風の上陸や大雨が集中した時期が多くあり、河床等に生息、付着している微生物の増殖が抑えられ、表流水の水質がよい状態であったことから、活性炭を使用する必要がございませんでした。

次に、(3)、県営水道の県への働きかけでございしますが、要望等の活動は行っておりませんが、管理者が関係部署に伺った折には話をさせていただいております。昨年水道法が改正され、県が広域的な連携の推進役となることが規定され、水道の基盤強化に向けた具体的な取組が求められることになりました。埼玉県水道ビジョンでは、県内12ブロック化を早期に実現するため、ブロック単位での広域化を積極的に推進しております。その後、埼玉県水道事業を最終目的としておりますが、いろいろな問題点や課題があり、進捗していないのが実情でございします。しかしながら、水道法が改正されたことにより、全国的に広域化が進むものと考えております。なお、料金改定に伴いまして、各理事から県内水道の一本化を早期に実現することが望ましいとの意見をいただいておりますので、事務局としても積極的に働きかけを行っていきたいと考えております。

次に、3の(1)、調査設計業務のできる職員でございしますが、技術系職員として採用された者は6名、経験により設計ができるようになった職員を含め現在監督業務を執行している職員は28名でございします。

次に、(2)、今後の職員採用計画につきましては、10番、浅見議員にお答えしたとおりでございします。

次に、大きな4、(1)の危機管理上の各自治体の主要浄水場は存続する必要があるとのご質問でございしますが、今までの一般質問でも答弁させていただいておりますが、基本構想、基本計画どおりで変わっておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。なお、危機管理につきましては、11月定例会でも答弁させていただきましたが、台風19号の災害を教訓にしっかりとした検証を行い、危機管理マニュアルの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)、小鹿野浄水場の存続につきましては、昨年11月定例会に答弁させていただきましたが、水道局といたしましては、当初計画同様の計画で施設等の整備を行う予定でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、大きな5、(1)、自治体ごとの出資債でございしますが、この後審議されます議案第8号令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算に関連しますが、お答えさせていただきます。第1款資本的収入、第2項出資金、第1目出資金として12億1,522万7,000円を計上しており、出資債に関する内容は生活基盤施設耐震化出資金10億8,600万円で、市町の内訳でございしますが、議案第8号説明補足資料にございしますとおり、秩父市が7億2,010万円、横瀬町7,630万円、皆野町7,180万円、長瀬町5,330万円、小鹿野町1億6,450万円です。

次に、(2)、料金差額分の負担金額につきましては、収益的収入のうち第1款水道事業収益、第2項営業外収入、第2目他会計補助金3億6,315万6,000円のうち、広域化に伴う水道料金差額分補助金として6,626万6,000円を計上しており、市町の内訳は、横瀬町1,012万円、小鹿野町5,614万6,000円でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 私からは、6の新型コロナウイルス感染者対策についてお答えをさせていただきます。

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いのある患者が発生した場合における対応につきましては、国から県、県から各消防本部へ対応が示されているところでございます。発熱の症状が見られる場合を基本として、海外からの渡航者や、海外への渡航歴があり、帰国間もない方の場合には、新型コロナウイルス感染症の疑いとして対応することになっております。救急業務に際しましては、感染が認識されている、いないに関わらず、全ての傷病者に対しまして、標準感染予防策としてマスク、手袋、感染防止衣を着用し、嘔吐など汚染のおそれがある場合はゴーグル及びガウンを着用して活動することとなっております。

管内で新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いのある傷病者を救急車に収容した場合は、直ちに秩父保健所へ連絡いたしまして、感染症指定病院であります埼玉県立循環器呼吸器病センターまたは深谷赤十字病院へ搬送することになっております。県内では、12施設が指定をされています。病院から戻った後は、指定されました方法で救急車内の消毒を実施することになります。また、病院搬送後に傷病者が陽性と判断された場合には、保健所の助言を受けながら、対応した救急隊員の健康管理として、10日間の経過観察により、発熱や呼吸器症状に変化がある場合には医療機関で受診をするということになっております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 順次再質問を行いたいと思います。

1についてですが、先ほど面積等、崩落の土砂量について報告があったのですけれども、当然県とも連絡を取りながら多分測量だとか地盤調査だとかやってきたのだと思うのですけれども、それでも厚生労働省の基準に合わないと言われたというのは、これはどうしてそういうことが起こったのか、その点をまず伺いたいです。ということは、設計も非常に遅れるし、厚生労働省の査察を受けるのもきっと遅れるということになるわけですから、なぜ県はそういうことまできちんと基準に合うような指導をしなかったのか、まず1点そのことを伺いたいです。

それから、(2)については、それに全て関わってくるのですけれども、激甚災害の場合、普通

道路や何かですと国の負担というのは、9割が国の負担となるのですけれども、どうしてこの厚生労働省の場合は3分の2が国庫負担というふうになるのか、そのところはということなのかなというふうに思います。

それから、費用なのですけれども、もう一回測量をすれば、面積も変わってくるし、除去すべき土砂の量も変わってくるし、工法も変わってくるのだと思うのです。そうすると、そこからおのずから出てくる費用も変わってくるわけですし、それらが分かるのはいつ頃になるのか、それについても伺いたいと思います。そうすると、今度補正予算で組んである費用も、それだけで足りるか足りないかというような問題も起こってくるのかなと思いますけれども、その点よろしく願いいたします。

それから、(3)の破損したまま地上の上に露出のままになっている水道管なのですけれども、私も何度か行って見ているのですけれども、本当にあれだけ曲がっていてもよくもつなと思えるぐらい極端に曲がっているわけです。先ほどのお話ですと、土砂の動いていないところにもう一回埋めてというお話なのですけれども、かなり動いているところが広範囲になっているので、具体的な布設する場所というのはどこをどういうふう考えているのか、そこをお願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再質問にお答えいたします。

まず、初めの対象にならないというお話ですけれども、今回暫定的に最終的な解析結果、どこが滑っているとか、そういったものが明確に今のところ示せていない状況ですので、その辺をきちんと説明できないと、査定が来てもゼロ査定ということで、補助金がもらえないということになってしまいますので、県のほうからも厚労省に直接行っていただいて、そのような指導を受けて先週の金曜日に連絡をいただいたところでございます。

次に、補助率の関係でございませうけれども、厚労省の補助要綱で、普通災害の場合は2分の1、激甚災害の場合は3分の2ということで規定されておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、測量の範囲でございませうけれども、これにつきましては崩落があった場所だけではなく、尾根のほうに向かって測量をかけたり少し多めに測量をしておりますので、その辺については改めて測量する必要はないと考えておりますけれども、新たな崩落が発生した場合には多少測量の見直しも必要になってくるかと思っております。

次に、仮設の管の埋設位置でございませうけれども、現在山の中を通過して、沢伝いにずれたわけですけれども、ここにまた布設いたしますと、同じような災害があった場合にさらにまた管が離脱して断水を起こしかねないということですので、現在のルートではなく、県道から別所浄水場への進入路、市道を使って、そこから県道を通して、札所24番の市道に布設して既存の管に接続

する予定で計画をしております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 1番についての再々質問を行いますけれども、そうすると（1）の地滑りについては、厚生労働省の工事の技術水準に合わなかったということなのだと思うのですけれども、今後やることというのは、その地盤の地質ボーリング調査だとか、そういうことをもっと綿密にやって、工事の方法、費用、詳細設計、こういうものを決めてもう一回査察を受けるということで理解をしいのかどうか、またその費用はどういうふうになるのか伺います。

それから、2番については、厚生労働省の補助金が3分の2になっているというのは、それは分かるのですけれども、ぜひこれは管理者からも意見を上げてもらいたいと思うのですが、道路の場合なんかは9割出るわけですよ。何で同じ激甚災害で、人間の命に関わる水の供給や何かについては3分の2のままなのか、そこのところってやっぱりおかしいと思うので、管理者から意見を国に対してぜひ上げてもらいたいと思うけれども、上げるつもりがあるかどうか、そこを管理者から伺いたいと思います。

それから、（3）ですけれども、今のまま真ん中を上げると確かに動くというのは、私もそれは恐れておりますけれども、ずっと浄水場から下の市道を通って札所の24番のところまで行くというのはかなりの距離があって、大工事になると思うのです。およその工事費用ぐらいがもし分かたらお願いをしたいと思います。

議長（宮原睦夫議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 出浦議員から私へ答弁を求められましたが、確かに激甚が3分の2というのはおかしいと私自身も思います。これはやはりいろいろな形で国へ意見を言っていかなければいけないというふうに思いますし、私も激甚災害に指定されたのだから、もっと出るのではないかなと、正直なところが私の気持ちでしたけれども、これに反するような結果ですので、いろいろな方、いわゆる秩父選出の方々、国会議員さん等といろいろお願いして対応していきたいというふうに思っております。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再々質問にお答えいたします。

まず、初めのボーリング調査の関係ですけれども、まだ全部の箇所はボーリング調査が済んでおりません。それが済んでから解析のほうが始まっていて、その後に工法等を決めるようになるかと思っております。その費用につきましては、今回委託している中に含めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。それから、仮設管の費用でございますけれども、今試算では約7,400万円程度

を予定しております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 続いて、2番の水道料金について伺いますけれども、先ほど壇上でも申し上げましたが、9時半からの全員協議会と、それから本会議開会後の議案の説明のところで久喜管理者からお話しをいただきましたので、口頭で伺ったので、私の聞き間違いもあるかもしれませんが、何点か確認をしたいのですけれども、まず統一料金として、秩父市の料金体系に統一することにしたというふうに私には聞こえたのですけれども、そういうふうに理解をしていいのかどうか。秩父市の料金体系ということは、基本料金の設定、それから逡増度の問題、大口使用者がどうなるかとかという、そういうことも全て含めて秩父市の料金体系を5年間たった広域市町村圏の水道事業の統一料金とするのだというふうに理解をしてよろしいのかどうか、理事会の案としては、これが1点です。

それから、激変緩和措置のためにというふうにおっしゃったのですけれども、激変緩和措置というのは、激しく変わるから、それが被害が出ないようにというのが字句どおりの意味だと思うのですけれども、これはいつまでのことを想定して理事会ではそういう理事会としての決定をされたのか、それについて伺います。

それから、(2)、工事の見直しなのですけれども、従前から当初定めた基本計画のとおり、ただただやるのだというふうに、ずっとそういう立場でおいでになっているのですけれども、この基本計画そのものが本当は問題があって、もっとよく秩父郡市で論議をするべきものだったなと今でも思っているのですけれども、台風19号のような大災害が起こる別所浄水場の周辺でもあのおおりの災害が起こる、秩父郡市の人口が急激に減少していくというような、こういう事態の中で、本当は私は冷静にもう一回立ち止まって、どうしたらいいのかということを考えるべきなのだと思うのですけれども、そういう大規模災害が起こっている、人口減少が急激に進んでいくという、こういう事態に立ち至っても、とにかく計画だから、計画どおりに進めるのだという立場でいいのかどうかというのが1点です。先ほどのお答えでは、見直す必要がないということなのだと思うのですけれども。それから浄水をつくるためのいろんな薬品や資材なのですけれども、本年度については、大水の影響などで河床が洗われて、カビや藻がないので、余り使用する必要がなかったというふうにおっしゃったのですけれども、原水がきれいであれば、活性炭ってほとんど使わなくても済むはずですよ。例えば富士山の伏流水なんかを使っているところでは、消毒液を入れるだけで浄水になるということもあるぐらいで、日本で一番水道水が安いと言われている自治体ですけれども。ですからこの活性炭、なるべく使わなくて済むなら、使わなくて済むほうが良いと思うのです。だから、河川をきれいにするということも併せてする必要があると思うのですが、ここでちょっと伺っておきたいのは、2017年、2018年、2019年頃にかけて、公正取引委員会が東京、埼玉などで活性炭

の導入談合があったということがあるのです。幾つかのメーカーはその課徴金などを払うように求められているのですけれども、具体的には今年度でいえば何という業者がこの広域市町村圏の浄水場には納入しているのか、談合の心配はないのか、その点について伺いたいと思います。

それから、(3)ですけれども、広域化を進めるに当たって県水の一本化で、埼玉県内13か所のブロックがあるのですけれども、なかなかよそではこの広域の統合ができないで、秩父が一番最初にできたということで、当時の水道局の職員は県外にも行って、秩父はどうやって広域化に成功したかという講演までやるような方もいたのですけれども、その中に、県水を導入すれば水道料金は安くなると、こういうふうに書いてあるわけです。確かにそうですよね。県水は今でも67円か68円ぐらいで入っているわけです。だから、それはやれば安くなると思うのですけれども、先ほどのご答弁だと、管理者が時々会議などで行き会った折に秩父にも県水を導入してもらいたいという旨のお願いをされているということなのですから、私が伺っているのはそうではないのです。そういうふうに折に触れて立ち話で話したなんていうのではなくて、ちゃんと最初の広域化をする文書の中に広域化を目指すと書いてあるわけです。だから、立ち話でしたとかというのではなくて、ちゃんとそれぞれの首長さん、水道局の幹部がみんな一緒になって知事のところに行く、企業局に行く、こういうことをやるべきだと思うのです。そうでないと、その導入のために書いてあった文書そのものは、やる気もないのに、できもしないのに書いてあった、したがって何かそれっておかしいのではないかなと私は思うのです。簡単ではないというのはよく分かるのだけれども、具体的に今年度はどういうふうに行ったのか、あるいはこの4年間の中で何回行ったのか。確かに1回は行ったというのは伺っております。その点をよろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 水道料金ということで、大変大きな問題で、それを私のほうで先ほどご挨拶させていただいて、またこの会でもご挨拶させていただきました。繰り返しとなりますけれども、17.91%、これは大変大きな数字であるということで、この改定がこの秩父広域水道事業にとっては不可欠であるということはよく認識しており、そういうところでいろいろな協議をその使用者であります構成市町の理事の皆様、そして担当者等々と協議をしたところでもございます。そういう中で、この負担の格差、この改定率にした場合に地域による負担の格差があるということ、また今後最も重要であります統一料金を第一に考えていきますと、格差があるということと統一しなければいけないという、この2点ということで、理事の皆様と十分に協議をした結果、激変緩和措置の一つとして、基準料金である秩父市の料金、これを激変緩和という一つの方針として秩父市の料金に統一するということであって、そういう中でこれから進めていくということでございます。

2つ目の県水道の導入の対応等々、確かに立ち話云々という問題は、そういう問題ではないと私も認識しています。いろいろな形でよく話をしながら、またご指導もいただきながらということ

なのですが、正式にはやはり知事、大野知事さんをお願いをしていくという、これは1市4町全体の理事、管理者を含めて行くということで意見は一致しておりますので、そういう段階になったらきちんと伺います。ただ、まずは料金統一ということで進めてきた内容、順序ということで、まず一つのファーストステップということで今日があると、次の段階として県水道への統一の要望をしていくという、そういう段階で、いわゆる一步一步前に進んでいくという状況の中のご理解をいただきたいというふうに思っております。

活性炭に関しましては、担当の者から答弁させていただきます。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再質問にお答えいたします。

（2）の工事の見直しでございますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、債務負担行為により時点修正を行っております、その中では水需要予測とか管網解析を含めた委託を行っているところがございます、将来の人口減少、水需要予測等を勘案しまして、見直しを行っているところがございます。

続きまして、活性炭の購入でございますけれども、先ほど東京都の談合問題がございまして、一通りその談合業者を指名から外しております、1社しか取り扱っているところがないということで、双葉産業株式会社というところと契約をしております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 2についての再々質問を行います。

先ほど管理者の説明の中で、秩父市の料金を統一料金にするということです。そのとおりだというふうに私は今理解できたのですがけれども、その説明の折に17.91%は非常に必要な額だというふうにお話があって、一般会計からの補填をお願いしたいという文言があったように思うのですがけれども、これはどういう意味でおっしゃられているのか。本来なら17.91%分上げるべきなのだけれども、秩父市の料金に統一するから、そこの差額分が出るので、その差額分を各自治体から補填をしてもらいたいと、こういうふうに理解をするのか、それとも漠然とこれからいろいろ計算して、秩父市はこのぐらい、横瀬町はこのぐらいとかって、そういう計算になるのか、その17.91%の数字をおっしゃられた後で一般会計からの補填をお願いしたいというふうにおっしゃられた、その意味について伺いたいのです。17.91%分の不足分を各自治体から使用料に案分して負担をしてもらいたいとか、その具体的などころをお願いしたいと思います。

議長（宮原睦夫議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 私の説明がちょっと悪かったかも分からないのですが、その17.91%という数字に

上げることはなかなか難しいので、住民の皆様に変なご負担になりますので、大変私もこれは申し訳なく思う気持ちがいっぱいでございます。ですから、まず秩父市の料金に合わせて、足りない分、今議員さんご指摘のとおり、その分に関しましては一般会計から繰り出しという形で、それぞれの議員、各市町の議員の皆様にもそれぞれの議会でご理解をいただき、また広報もしていただきたいという思いであります。ですから、足りない分に関しましては、一般会計からの繰り出しということでご理解いただきたいと思えます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 3番、水道技術の継承についてですけれども、先ほど調査設計業務ができる職員の方が6名、それから工事の監督ができる方を含めて28名というお答えがあったのですけれども、かなり調査設計ができるという方は専門的な能力のある方だと思っておりますけれども、工事を発注している、その発注を見ると、ほとんどが外部発注になっているわけです。その発注には、調査費と設計料で10%がほとんど全ての工事についているわけですよ。前もこの議会ですらそういう質問があったことがあるのですけれども、今まで水道管が布設してあったところをアスファルトを切って掘って、新しいものを埋めるというのが多いのですけれども、そんなに難しい設計ではないのだと思うのです。前の議会でもそういう趣旨の質問をされた方がいたのですけれども、経費節減のためにはできる調査設計については全て自前で職員でやるべきだと思っておりますけれども、現状としてそれができないのはなぜなのかということなのです。方向としては、自前でやるという方向が必要だと思えます。もちろん小規模な漏水や何かについては職員の方に対応していただいていると思うのですけれども、工事として発注する部分についてもできるものがあるだろうと思えますので、その点について伺います。

それから、職員の採用計画ですけれども、先ほど浅見議員からの質問に回答がございましたけれども、ちょっと観点を変えて、広域化の論議をするときには、職員数がうんと減らせるという計画になっておりました。最終的にはたしか33名まで減らすのだという計画だったと思うのですけれども、私はそんなに減らすのはよくないと思うのです。まして広域化が必要だという、その理由の一つに、技術の継承ができていない、今までベテランだった職員が大量にやめて、技術の継承ができないのだ、こういうのが一つの理由になっていたわけです。そういう意味で言えば、この地域的にも非常に広い地域を担当している職員ですから、職員を減らすのではなくて、やっぱり必要な職員はちゃんと確保する。しかも、今派遣という形が大部分になっているのですけれども、広域の職員としてきちんと採用して、専門職も含めて採用して、育てて長くご尽力をいただくというのがいいのだと思うのですけれども、その基本計画にある職員数を減らすという、そののころに対してはどういう見解をお持ちなのか伺います。よろしくお願ひします。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 出浦議員の再質問にお答えいたします。

調査設計業務のできる職員でございますけれども、技術系職員として採用された6名、これはここ数年で6名採用されたものでございまして、まだ経験が不足しているということでございます。まだ一人前に設計ができるようには、まだそこまでレベルが上がっておりません。

それから、外部発注につきましては、建物とか電気、機械類につきましては、今いる職員では設計のほうはできませんので、この部分については委託で外部発注をしております。

それから、全体の事業費といたしまして、広域化の補助金をもらっておりますけれども、年間約35億円から40億円の工事を発注しておりますので、この設計に対しては、ある程度前倒しで設計をしておりますので、かなりの延長を一括で設計しておりますので、これを自前の職員でやることはちょっと難しいかなと考えております。時間外のほうも結果的には増えていくということになってしまいかと思います。

それから、技術の職員については、水道技術管理者という資格がございまして、この資格を持った者が現在15名おります。それから、水道布設工事監督者の資格を持った者が9名おりまして、そのほかの職員につきましても、軽微な設計についてはできるものでございます。

それから、職員の採用計画ですけれども、基本計画では33名まで減らすという計画になっておりますけれども、危機管理上、職員を減らすということは危機管理、災害対応等に不都合が生じますので、ある程度施設が集約化されて、施設を廃止していく中で、事務所の統合を含めてですけれども、その中で減らしているようなことを考えておりまして、33名が適正かどうか分かりませんが、徐々に減らしていく計画でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） この3に対する再々質問なのですが、やっぱり各自治体から派遣という形でおいでいただいて仕事をされているというのは非常に不安定だと思うのです。例えばここ数年のことで言っても、この広域統合をするときに一生懸命を骨折られた秩父市から派遣されていたある職員の方は、その後1年たったら秩父市の幹部職員に抜てきされて戻られました。それから、小鹿野町から来ていた方は小鹿野町の副町長になって戻りました。ですから、やっぱりそういうふうに各自治体から派遣されているということは、各自治体の全体の職員配置の都合上、いつ戻らなくてはならないかということが起こってくると思うのです。日本でも最初のほうに広域統合した花巻では、全部プロパーになって、もう背水の陣でやるのだということでやったわけです。先ほど浅見議員からも派遣ではなくてプロパーにすべきだというようなお話もありましたけれども、そういう考えはどうなのかということと、もう一点、各自治体から来ている職員は同じ仕事をやっても賃金格差があるわけですね。これをそのまま放っておいていいのかということもあるわけです。同一労働、同一賃金というのを国を挙げても言っているわけですから、この是正策というのはお考

えにあるのかどうか、その点を伺います。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 まず、派遣職員を組合で預かるに当たっては各市町等と派遣協定を結んでおります。その中で、組合の給料表に合わせた形でしておりますので、その中で賃金格差はないというふうに考えております。

それから、先ほど浅見議員への答弁の中でも答弁いたしました。職員の採用、特に派遣職員の任用替え、そういうものも今後当然考えていく必要があると思いますので、この中でプロパー化ということも考慮しながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 5番については、先ほど金額をお示しいただいてございますし、資料のほうに載っておりますので、終わります。

6番、新型コロナの関係なのですけれども、これはいつ秩父に入ってきてもおかしくない状況だというふうに思うのです。一番心配なのは、医療従事者が真っ先にその対応を迫られるのだと思うのです。それぞれの自治体では対策会議なども開かれていると思うのですけれども、それはそれで対策を進めなくてはいけないと思うのですが、救急隊員のことについて伺いたいのです。救急隊員が真っ先にこの感染にさらされると思うのです。それはなぜかという、まず救急隊に連絡をするときには、かなり症状が悪化して、もうどうにもならなくなったら救急車をお願いしたいと、こういうふうになるわけです。電話をすると、それぞれ症状はどうですかとかって聞かれて、出動していただくのですけれども、出動した時点では、その人がどういう状況か、早く言えば感染しているのかしていないのかということも分からないままに対応しなくてはならないわけです。国でも防疫官の人が感染したりお医者さんが感染したりとあって、こういうこともあるわけで、非常に感染力が強いのだと思うのです。先ほどご答弁の中で一般的な感染症の対策を取られているということなのですが、救急隊員が行ったときには全く分からないわけです。だから、非常にこの感染の危機にさらされていると思うのです。だから、それは十分対応しなくてはと思うのですけれども、そのために必要な資材なのですが、国の指針なんかを見ていると、例えばそういう感染者と対応したときには、一回一回マスクも替える、フェイスマスクも替える、手袋も替える、防護服も降りたり着いたりするときまで替えるのだというようなことが国の指針にはあるようすけれども、第一に私は隊員を守らなくてはと思うのです。ですから、そこのところをどういうふうに職員の皆さんが技術的にも対応する訓練ができるかということが大事なのだと思うのです。ニュースを聞いていたら、防護服を脱いだり着たりするのも非常に技術があつて、1人で脱いだり着たりすれば感染するおそれがある、2人組で脱いだり着せたりすることが必要だというようなお話がありましたけれ

ども、そういう全く分からない状況で出動して搬送業務に当たるといふ、この隊員の皆さんをいかに守るかということが大事だと思うのですけれども、そのための訓練とか、あるいは資材の確保とかといふのはどういうふうになっているのか、その点をお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 出浦議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在救急隊が使っている個々の装備品についてなのですが、感染症を疑った場合は全て焼却処分とさせていただきます、次の救急の際には新しいものをつけて出動するというところでございます。それから、帰ってきてからの対応といたしまして、種々の消毒を初め、そういった顔の洗顔だとか、そういったところにも十分な消毒を実施するというところで対応を取っているところでございます。ご心配いただいております救急隊員の数も大変限られた人員でございます、徹底した感染防止対策というのをこれから取っていく必要があるというふうに感じております。また、職員の健康管理についても十分に配慮しまして、職員全員に新型コロナウイルス感染症の対策について周知徹底を図ることが重要だと思っておりますので、今後も危機意識を強く持って取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 本当に昼夜救急隊員の方には、郡市民の健康を守るためにご努力をいただいております本当にありがたいと思います。一刻も早くこのコロナウイルスが収束することを願ひまして、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（宮原睦夫議員） 以上で16番、出浦正夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、黒澤秀之議員の発言を許します。

3番、黒澤秀之議員。

（3番 黒澤秀之議員登壇）

3番（黒澤秀之議員） 傍聴席の皆さん、お忙しい中、議場にお越しをいただきまして、誠にありがとうございます。3番、秩父市議会、黒澤秀之でございます。本日も秩父地域に住む全ての皆さんが住んでいてよかったと思える秩父を実現するために一般質問を頑張っておりますので、よろし

くお願いいたします。特に前置きはなく始めたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問に入りたいと思いますが、毎回になりますけれども、議長のお許しを得まして、説明資料を皆さんのお手元にお配りをさせていただきましたので、たまにちらちら見ながらお聞きいただければというふうに思います。今回の一般質問では、秩父広域市町村圏組合における火葬場、葬祭施設、霊柩車の設置、維持管理及び介護認定審査会の効率化につきまして伺います。

現在の火葬場、秩父斎場につきましては、平成29年3月21日に竣工し、同年4月1日から本格稼働を開始してから3年が経過しようとしております。施設の内外装には、秩父産の木材を多く使用し、儀式的流れと遺族、会葬者の気持ちを大切に、おのおのの場面にふさわしく、記憶に残る雰囲気づくりがなされた火葬場であると思います。秩父広域市町村圏組合が所管する施設の中でも利用者や出入りの葬祭業者からも特段文句のつけようもない大変好印象の施設ではないかと思えます。しかしながら、施設は時間の経過、使用頻度によって老朽化をしております。そして、維持管理につきましても費用がかかるものであります。

まず、火葬場関連の質問では、長く秩父斎場を利用し続けるための維持管理方策と日進月歩進化している利用者に対しまして行政サービスの維持改善につきまして質問をさせていただきます。現在の火葬場について、少しさかのぼりまして過去の経過をたどってみたいところなのでありますが、本日は皆さんもいろいろご都合がおありでしょうから、時間の関係もありますので、参考資料において過去の変遷を掲載させていただきましたので、ご覧いただければと思います。これ開いてもらって左側です。現在の火葬場の変遷です。

見ていただきますと、火葬場の老朽化に伴う再整備につきましては、近隣住民との交渉の経過として、これまで紆余曲折する中で平成24年11月、新火葬場建設事業基本計画報告書に基づき、現在の秩父斎場が建設されたものであります。秩父斎場の建て替えには、住民の同意を得る前に多くの変更内容が盛り込まれております。住民と約束したそれら建設に至る同意事項並びに組合が行うべき事項についてまず確認をさせていただきたいと思えます。

(1)として、新火葬場建設事業基本計画報告書による検討課題のその後について4点ほどお伺いをさせていただきます。まず、1つ目ですが、斎場付近の緩衝緑地帯の整備について現状どのようになっているのかをお伺いいたします。

2点目は、火葬機能の考え方として、動物炉について伺います。過去捕獲有害鳥獣や特定外来生物、路上の轢死体、このひかれた動物たちを埋立て処分としておりました。しかしながら、衛生上好ましくないことから、適正処分を主な目的とし、動物炉1基を設置することになりました。設置する動物炉については、民間の事業を圧迫することのないよう配慮しつつ、有効利用及びサービス向上の観点からペット火葬を引き受けるものとしておりました。その際、単独葬についても検討する旨が基本計画にはうたわれております。また、ペット火葬を受け付ける部屋を整備する旨もあり

ましたが、現在はどのようになっているのかお伺いをさせていただきます。

3点目ですけれども、霊柩車の運用について伺います。当時斎場において行っている霊柩車の運用は、民間業者が十分な台数を確保しており、民業圧迫になるおそれがある、また現有では全ての火葬時間で霊柩車が利用できないため、利用者間で不公平が生じている旨の検討をされた経過が載っております。今後そのあり方を検討する旨がこの基本計画にはあるのですけれども、現在の考えはどのようなものかお伺いをさせていただきます。

4点目ですが、設備計画の考え方であります。空間性や斎場独自の運用上の性格に配慮した設備計画にするとともに、省エネルギーや維持管理費の低減に配慮した計画とし、太陽光発電設備の導入など地球環境負荷の低減にも配慮する旨、基本計画にはうたわれております。現状どのようになっているのかについてお伺いをします。以上4点につきましては、先ほどお話をした平成24年の新火葬場建設事業基本計画報告書に記載されている組合が行うとした検討内容でありますので、現状についてお伺いをするものであります。

次に、(2)として、今後の設備維持管理、運営計画の策定について2点お伺いします。1つ目は、冒頭秩父斎場は本年で3年を迎えると申し上げましたが、平成30年度一般会計歳入歳出決算意見書には、審査意見として、斎場火葬炉の保証期間満了後を見据えた維持管理について指摘がなされております。実にこの斎場の火葬炉の保証期間が3年間になっております。ですから、今年の3月末で切れるということです。今後の故障補修は、組合において費用負担しなければなりません。人体炉は4基ございますが、同時期に設置稼働したものであり、故障が同時期に起こらないとも限らないわけでありまして。一方で、組合が所有している資産、預金ですけれども、公共施設整備基金177万円しかございません。故障修繕の場合は、各市町からの負担金をもらえばよいとの考えもありますが、今後維持管理していくための必要資金の見積りと維持管理計画、それに充てるための基金積立てが必要であると考えます。いかがでしょうか。これが1点目です。

2つ目は、動物炉の運営についてであります。現在動物炉については、年間約1,000件の受入れを行っております。これは、資料の裏側の真ん中辺を見ていただくと、上が秩父斎場の火葬件数、その下が霊柩車の利用件数、その下に動物炉の利用件数が書いてありますけれども、年間約1,000件の受入れを行っております。大きな鹿の受入れもあれば、犬、猫等のペットの受入れもあります。実にその受入れの約9割が減免措置されたものであります。つまりは火葬費を受領しないものであるわけです。動物炉の減免については、市町の市道、町道で車等にひかれた轢死体等が多く含まれているようではありますが、市町以外の道、国県道における動物炉使用についても現在は減免されているようであります。国県道における事例のような火葬の場合は使用料徴収を考える必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、大きな2点目の秩父斎場における行政サービス改善の取組について伺います。(1)として、利用者、葬祭業者からの要望について伺います。よりよいサービスが提供できるように努めて

いくということは当然のことになります。そのために、遺族、会葬者、出入りする葬祭業者などから意見を聞くことは、よりよい行政サービスを提供する観点において有用であります。会葬者、一般の方々からのご意見等をいただけるようなご意見箱等の設置や出入りする葬祭業者とのヒアリング、意見交換について現状どのようになっているのかをお伺いをさせていただきます。

次に、(2)として運営管理の質向上についてお伺いします。火葬場の運営については、直営方式と民間への全面委託方式、それから一部委託方式が想定されます。近年指定管理者制度を活用するなどして民間ノウハウの活用が進んでいる自治体もあるとお聞きをしております。現斎場は、直営方式により運営されておりますが、組合財政への影響、サービス水準の維持向上などの観点から民間ノウハウの活用を今後検討する考えがあるのかをお伺いをさせていただきます。

次に、大きな3点目の秩父斎場における残骨灰の取扱いについて伺います。秩父斎場条例第12条には、使用者は火葬終了後、速やかに焼骨を引き取らなければならない、ただし組合管理者が特に必要と認める場合にはこの限りではないと規定されております。しかしながら、最近遺骨の引き取り拒否を残骨灰として扱う火葬場が出現していることが問題となっているようであります。焼骨を少しでも持って帰ってもらって、あとは残骨灰として扱う火葬場が出てきているようであります。残骨灰の扱いについては、特に明確な規定もなく、取扱いも火葬場に任されているので、現状の運営の中での妥協策とも言えるかもしれませんが、焼骨を残骨灰として扱うのは、墓地、埋葬等に関する法律や自治体で定めている焼骨引取り義務違反に当たりかねません。そこで質問ですが、秩父斎場における残骨灰の取扱いはどのようになっているのか、動物炉も含めて、その対応、取扱い等についてお伺いするものであります。

次に、大きな4点目ですけれども、少し毛色を変えまして、介護認定審査会の効率化について伺います。先日秩父地域議長会主催による秩父郡市医師会と秩父地域市町議員の情報懇談会が開かれました。ここにいる方々、多く方が出席をされていると思いますけれども、秩父圏域では2次救急における病院群輪番制の再編成に伴い、市立病院の重要性が増しており、郡市医師会においても市立病院の充実のための各種施策の重要性を訴えております。しかしながら、高齢化社会においては市立病院を含めた秩父圏域内の病院に対する負荷が日に日に増していくことが容易に想像でき、圏域内の病院に対する負荷の低減、とりわけ住民の健康維持増進、病院にかからないための疾病予防に対する取組、生活習慣改善と健康増進を目的とする事業が重要になってきているのではないかと思うところであります。このことは、広域事務事業であります介護認定審査会等にも影響し、高止まりしている介護認定審査会の事務事業低減のための取組としても重要と考えます。住民一人一人が生活習慣改善を心がけること、セルフケアを充実させていくことで、秩父圏域内における病院群への負荷低減となり、そのことが地域医療の持続性へ寄与することにつながるのではないかと思うところであります。つまりは医療現場で起きている現在の課題を住民一人一人に理解いただき、地域一丸となって地域医療を継続させるための取組が必要な時期に来ているのではないかと思うところ

ろであります。

少し前置きが長くなりましたけれども、質問に入ります。アとして、管理栄養士による訪問栄養指導の有用性について伺います。病院内には、診療に訪れた患者の容体、治療のために管理栄養士による食生活改善のための取組がございます。しかしながら、病院に診察に訪れる前に生活習慣、食生活の改善によって医師にかからないで済むのであれば、医療現場の負荷を低減できるというものであります。

質問ですが、これまで6年間、薬剤師会において薬局における訪問栄養指導が行われておりました。この取組は、秩父郡市薬剤師会会員薬局に勤務する管理栄養士が患者宅を訪問して栄養管理指導を行うものであり、これまでに医師の指示のもと53名の患者に関わり、年間200回以上の訪問栄養指導を行っていたようであります。この管理栄養士における訪問栄養指導につきまして、効果をどのようにお考えか、お伺いをするものであります。

次に、イの薬局における訪問栄養指導の現状について伺います。先ほどお話をした薬局に勤務する管理栄養士の訪問栄養指導ですが、昨年8月以降介護保険請求ができなくなってしまいました。理由は、昨今の国全体における医療費の高騰があるのかもしれませんが。しかしながら、介護保険請求ができない現状もこの薬局における訪問栄養指導につきましては継続をして行われているようであります。言うなれば、薬剤師会における地域医療の側面支援を自腹で行っているというようなところであります。このことについてどのようにお考えか、お伺いをするものであります。

次に、ウのセルフケアの充実による医療費削減について伺います。先ほどのイにおける薬局勤務における管理栄養士の訪問栄養指導の対象となる患者は、糖尿病や慢性腎疾患の患者が6割を超えるほど多いようであります。6割を超えるぐらいいるということです。腎機能は、服薬だけではなかなか治療が難しく、食事の指導や栄養指導でその機能改善や進行を遅らせることができるようあります。腎機能の悪化は、最終的には人工透析となり、1か月の透析治療の医療費は患者1人につき外来血液透析では約40万円、腹膜透析では30万円から50万円程度、患者1人当たり年間で400万円から600万円と言われております。このように、透析治療の医療費は高額ですが、患者の経済的な負担が軽減されるように医療費の公的助成制度が確立されており、高額医療費の特例として保険給付され、透析治療の自己負担は1か月1万円が上限となっているようであります。では、その他の負担は誰が支払うのか。高齢化に伴い高騰する医療費をセルフケアによって削減する取組をもっと充実させるべきと考えますが、その所感を伺いをさせていただきます。

以上、壇上におきましては、火葬場関係、それから介護認定審査会の効率化、大きく4点を質問させていただきました。追加の質問は、自席にて伺いをさせていただきます。よろしく願います。

議長（宮原睦夫議員） 黒澤秀之議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 黒澤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、1の(1)、ア、緩衝緑地帯の整備状況でございますが、新秩父斎場建設事業基本計画の基本コンセプトでございます「郷土秩父の里山に抱かれた『里の森』の火葬場」に基づきまして、既存の自然林等の緑地環境を生かし、周囲に緩衝緑地帯を設け、里の森にふさわしい景観とするよう整備を行っております。まず、南北の隣接地約6,909平方メートルの用地を取得し、緑地帯を確保いたしました。斎場入り口南側には、高木となるアラカシ等の樹木を植樹し、近隣の宅地に配慮するとともに、建物周囲には低木の生け垣等を、待合室からの北側の景観には庭園を配置しております。斎場の運営開始後は、既存の古存木等の除伐や草刈り作業を行うとともに、東側緑地に多数の紅葉の苗の植樹を行い、景観の維持管理に努めております。

続いて、イ、ペットの火葬でございますが、利用者に取骨等を行わない旨の了解をいただいた上で火葬するのみとし、民業の圧迫とならないよう配慮しております。平成30年度の動物炉利用件数のうち、ペットの火葬利用は110体であることから、基本計画で検討するとしていたペットの単独火葬や受付の諸室整備については当面行わない予定でございます。

続いて、ウ、霊柩車の運用でございますが、民業の圧迫になるおそれがあることや、利用者間で不公平が生じることにより、基本計画では廃止とされておりました。しかし、公共のサービス継続を求める声もあり、組合議会全員協議会、理事会で協議検討した結果、運用を継続することといたしました。これによりまして、老朽化した霊柩車を平成29年3月に更新し、運用を行っておりますが、今後につきましては、利用状況を注視しながら、将来的な運用について検討してまいりたいと存じます。

続いて、エ、地球環境負荷の低減でございますが、基本計画では省エネルギーや維持管理の低減への配慮、地球環境負荷の低減が計画されております。ダイオキシン類やばいじん等の有害物質対策として、最新の公害防止装置を備えた火葬炉を採用し、火葬炉排出ガスは環境基準目標値を下回る結果となり、周辺環境への影響を最小限に抑えるとともに、火葬炉に使用する燃料は公害物質やCO₂の排出抑止に有利とされるLPガスの採用をしております。また、火葬炉の燃料にLPガスを使用することで、灯油や重油などと比較して、使用量を低減し、空調システムにもエネルギー効率がよく運転コストの低廉なLPガスによるガスヒートポンプ方式を、照明にはLED照明を採用することにより、エネルギー使用量及び運転コストが削減されていると考えております。なお、基本計画に示されていた太陽光発電設備につきましては、検討した結果、建設コスト等の問題もございまして設置を断念しております。また、今後の対策につきましては、火葬炉の維持管理を確実に行うことや、エネルギー使用機器の運転、停止を小まめに行うよう運転管理を適正に行い、環境負荷の低減や省エネルギー対策に努めてまいりたいと存じます。

次に、1の(2)、ア、保証期間満了後を見据えた維持管理と基金の積立てでございますが、秩

父齋場は建物の保証期間が平成30年9月末で終了し、火葬炉につきましても令和2年3月末で終了するところがございます。これによりまして、今後の維持管理につきましては組合の負担において実施いたしますが、現在担当課においては、建物及び火葬炉の設置事業者から提出されている維持管理計画をもとに2031年度までの15年間の維持管理計画を策定しております。これに基づきまして、安心して安全な齋場業務が提供できるよう施設の維持管理に万全を期してまいりたいと考えております。

また、基金の積立てでございますが、長期間にわたり施設を運営する際には建物や火葬炉の大規模修繕や機器の更新等に一時的に財政負担が増大することが考えられます。こうした負担に備え、過去の議案質疑でも答弁しておりますが、組合予算の公共施設整備基金への積立ても必要と考えられますので、廃棄物焼却施設や最終処分場等、他の組合施設の状況も踏まえながら今後検討してまいりたいと存じます。

続いて、(2)、イ、動物炉の減免でございますが、組合圏域内で発生した捕獲有害鳥獣や路上の轢死動物の焼却処理につきましては、組合廃棄物の処理等に関する条例及び条例施行規則に基づきまして、手数料を免除して受け入れております。平成30年度の実績では、819体を減免で受け入れておりまして、全体数の88%でございました。内訳は、捕獲有害鳥獣が138体、路上の轢死動物が681体で、このうち市町からのものが241体、埼玉県からのものが440体でございます。なお、処理手数料の減免措置につきましては、組合を構成する市町からの廃棄物の受入れが対象でございますが、組合圏域内の国道、県道の轢死動物を管轄する秩父県土整備事務所からの要請があり、検討した結果、組合の事業執行に当たり密接に関係し、協力関係にあることや、圏域住民からの要請で処理をしていること等を勘案し、現状では免除しているという状況でございます。

2の(1)、利用者、葬祭業者からの要望についてでございますが、平成28年第3回議会定例会終了後、秩父齋場内待合ホールに意見箱を設置し、利用者目線での御要望の把握に努めているところでございます。寄せられたご意見につきましては、職員が情報を共有し、改善や創意工夫に努めているところでございます。また、葬祭業者との意見交換につきましては、平成29年度から毎年1回程度実施することとしております。現在まで2回実施しておりまして、内容としては、齋場からのお願い事項や葬祭業者からの意見、要望等について話し合いを行いまして、秩父齋場の管理運営を円滑に進めるための機会として役立てているところでございます。

次に、2の(2)、運営管理の質向上についてでございますが、現在秩父齋場においては、火葬炉の運転のほか、炉前業務の補助等を火葬炉メーカーへ委託し、一部業務委託による直営方式として運営を行っております。火葬業務は、ひつぎの受入れから火葬炉の運転、収骨までの業務の全てを全職員が行うことができる人員管理体制が最も効率的であり、また接遇等のサービスにおいて民間ノウハウの活用が期待できることから、今後火葬業務を行う職員については、組合職員の退職に伴い、業務委託により対応していきたいというふうに考えております。サービスの向上に官民協力

して取り組んでまいりたいと存じます。

また、施設全体の運営管理につきましては、斎場の建設に当たり地元対策協議会と締結した協定書の中に施設の維持管理について組合が良好な維持管理に努めることをお約束しております。このことから、当面の間は組合が責任を持って全体の運営管理を行い、安定的な管理実績を積み重ねた上で他の方法を検討してまいりたいと存じます。

続きまして、残骨の処理でございますが、秩父斎場では、火葬後の収骨後に残った焼骨等の処理については、火葬炉等運転業務委託の中で処理を行っております。委託業者がこの灰を処理する専門業者に処理委託をしているところでございますが、処理方法としては、不純物あるいは有害物質等を除去した後に、最後に残った灰につきましては、提携した寺院において埋葬を行い、ご遺骨と同様に、礼を尽くし、丁寧な供養を行っているという説明を受けております。また、動物の焼却による残骨につきましても同様に処理が行われております。

続きまして、4の(1)、生活習慣病に対するセルフケアの充実についてお答えをいたします。介護認定審査会での2次判定件数につきましては、平成30年度は5,485人です。また、圏域内の介護認定者数は平成31年4月現在で6,144人で、ここ3年間で312人増加をしております。介護認定者数や介護度の重度化の抑制には、当事者が介護予防に対する意識を持つことのほか、市町で行われる予防事業、専門職の在宅訪問等による栄養指導等についても効果的だと考えられます。また、薬局における訪問栄養指導につきまして確認をいたしましたところ、平成25年度から糖尿病や慢性腎疾患の患者等の訪問指導を行っております。腎機能の低下している患者が改善した例や、悪化を防ぎ、機能を維持している等の情報をいただいたところでございます。高齢者等に対する地域包括ケア等の介護予防事業の取組及び当事者のセルフケアにより、医療費の削減や介護認定審査件数の抑制が図られる要因の一つと考えられます。今後も市町と連携を持って介護認定審査会の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。追加の質問をさせていただきます。

気持ち局長の答弁が早口だったような気がするのはいかたしかもしれませんが、随時1番からやっていきたいと思っております。秩父斎場は、壇上でもちょっとお話しましたが、もともとあったところ、乗馬クラブさんが持っていたところ、そこに建て直したということもあって、ほかのところ、聖地公園内、いろいろ紆余曲折して今すばらしい秩父斎場が建設されました。当初地域住民の方々といろいろ協議する中で、組合が譲歩したり改善したりして結局基本計画ができて、それで組合がやるべき課題というのを4つ抜き取って今回確認をさせていただきましたけれども、いろんな方々にお話を聞いたのですけれども、おおむね問題がなく進んでいるのかなというふうに思っております。再質問になるのですけれども、再質問は特にはないのです。いろいろなお話を聞か

せてもらって、唯一あるのが、国県道の轢死体の部分は今までのつながりからすると免除でということであって、440体で、聞くところによると、1回火葬するに当たって2,000円から3,000円経費がかかりますよという話を火葬場のほうに、秩父斎場に行ってお話を聞いたときにそういうふうにされていました。額にすると、全体の額ってそんなにないのかもしれないのですけれども、その比率が非常に高いということを鑑みて、今後国県道については、何らかの火葬費の請求なり、それに見合う何か条件的なものがあってもいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺を1つお伺いしたいことがまず1点。この1全体で聞きます。(1)のほうはないです。(2)のほうでさっき言ったところ。

それから、先ほど公共施設整備基金が177万円しかない。前回の定例会でもそのような話をさせてもらって、いかんせん各市町も財政的に厳しくなっているのはもう目に見えていますので、また何かあったときに市と町に泣きついて出してもらおうというのもいいのかもしれないのですけれども、やはり計画的に、先ほどですと維持管理計画は2025年までということですから、ファシリティーマネジメントの関係もありますので、組合全体として少しその全体の維持管理計画をつくったほうがいいのかと思います。それに併せて、それらの公共施設整備基金も幾らかでも積み上げていったほうがいいのかと思いますので、そのところを少し考えていったほうがいいのかと思いますので、その2点、大きな1のところについては、再質問ですけれども、その2点お伺いをさせていただきます。

議長（宮原睦夫議員） 事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 再質問にお答えをさせていただきます。

動物炉につきましては、この減免につきましては、新斎場ができる前から、埋立てのときから減免の措置をして、そのまま引き継いでいる形なのですけれども、今回ちょっと調べていただきましたが、440体という大変大きい形でもございまして、前の埋立てのときには全然経費がかかっていなかったということもございまして、今後は、少しその辺につきましても検討していかなければいけないのかなというふうには考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

あと、基金につきましてもですね。毎年決算ベースでいきますと2億円から3億円ぐらいの繰越金が発生をいたします。私個人の考えなのですけれども、そのうちの5%とか1割とか、何かその決まった金額を基金に積み立てていければいいのかなんていうふうに思っております、これにつきましても今後理事会等でご相談をさせていただいて決定していただければありがたいなというふうに考えておりますので、今後私も3月で定年になりますので、引き継ぎをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。続きまして、大きな2番のほうの再質問に移らせていただ

きます。利用者の意見箱については、平成28年11月定例会で斎藤捷栄議員がこういうをつくったほうがいいのではないかというふうな話をされて、現小鹿野の森町長が答弁をしております、すぐやりますという回答で、すぐやって今聞いているという話を確認させていただいております。葬祭業者も実は3社ほどヒアリングをさせていただいたのですけれども、ないのです。ないというのは、葬祭業者さんも今の斎場の運営に関しては非常に満足をしているということです。1点あるとすれば、同じようなドアが多いので、案内板がもうちょっとでかいのが欲しいという話はちらっとされたのですけれども、それはちょっと雰囲気との関係があるので、毎日行くようなところではないので、どこに何があるか分からないのは当然のことですから、それもしっかり案内はいただいているということなので、利用者からのご意見もあまりなく、出入りの葬祭業者も非常に満足のいくような秩父斎場の運営、行政サービスが行われているようですので、これが持続的に行われていくことをお願いしたいと思います。

それから、運営管理の質向上ということで、今現在の炉の運転を委託されているのが太陽築炉工業株式会社、年間1,635万円で火葬業務の委託を受けています。今回の令和2年度の予算では、この後質疑する予定なのですけれども、若干上がっているのです。840万円ぐらい上がっているのです、委託料が。さらに、火葬炉の定期保守点検料でまたさらにお金を取られているのです。ですから、炉の運転をやっている太陽築炉工業さん、これ炉の製造元ですね、そこが委託を受けているわけなのですけれども、今後そういった炉の運転については非常に委託料がかかっていくのかなというふうに思っています。さっきの公共施設整備基金ではないのですけれども、そういうところも踏まえて今後運営の方法として指定管理者はどのようなのですかという話を壇上でお聞きしました。退職に伴って委託先で雇用してもらえようになったので、今後いろんなやり方を考えていきたいという答弁だったと思うのですけれども、ちなみに調べましたら、太陽築炉工業さんは全国にあと3か所……あと3か所という言い方はしないですね。指定管理を受けているようです、3か所の火葬場でこの太陽築炉工業さんが。岐阜県多治見市、大阪府箕面市、兵庫県芦屋市、この3か所でこの火葬業務の……火葬業務というより全体のだと思えるのですね、この指定管理を受けているのは。をやられているようで、今現状その同じ会社さんに炉の運転を指定管理していますから、今後そういった火葬場運営全体を指定管理者制度に持っていくということもあるかと思えますけれども、いろいろ考え方があるので、やはりこの火葬するというのは神秘的なというか、気持ちの部分はかなり大きい部分がありますから、今後住民の皆さんの意見を聞きながら間違いのない方向性を出していただければというふうに思います。これは紹介程度です。2についての再質問は特にございませぬ。

3についてですけれども、残骨灰の処理、ちょっと確認でもう一回聞かせてもらいたいのですけれども、お聞きしたら、火葬して、裏でという言い方はちょっと失礼かもしれないですけれども、骨つぼに入る分だけ以外はその時点で寄せるというか、実際にそれをご遺族の前に出して骨つぼに入ると。ですから、初めから全部出てくるわけではないと思うのです。残ったものは、全部骨つ

ばに入り切るわけがないという表現はちょっと失礼ですけども、入り切らないような状態ですから、結局のところ必ず残骨灰に入るのです。それが業者さんに頼んで、寺院、お寺ですかね、で安置されているということもお話を聞きました。もしお話しして問題ないのであれば、そのお寺さんがどこにあるのかと、あと動物炉で、さっき言った轢死体、いわゆる車にひかれて焼いた動物の骨灰も同じように扱いをしていますという話を聞いたのですけれども、ということは業者さんを経由して寺院で安置されているというか、ということなのでしょうけれども、動物炉の場合は、ちょっと言い方はあれかもしれないのですけれども、産業廃棄物として埋立てという考え方もあるかとは思いますが、動物炉のところについても一度残骨灰の管理だけ教えていただければと思います。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 3番、黒澤議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

動物炉で火葬いたしました残骨につきましては、火葬場内で一時保管をしております、年間4回に分けて施設のほうへ搬出しております。その施設では、人体の残骨灰と区別をいたしまして、同様に有害物質を取り除いて処理を行い、残骨についてはお寺のほうで供養しているということでございます。供養しているお寺でございますけれども、こちらでは特に把握しておりませんが、処理施設のホームページを見ますと、埼玉県では深谷市にあります寺院で供養されているということでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。分かりました。今回火葬場、新斎場が3年たつということでいろいろお伺いさせてもらって、裏というか、裏という表現はちょっとあれですね。内情ですね。内部の運営について大分わかるというか、理解できました。残骨灰の扱いもそうですし、非常に今秩父斎場が利用者、それから斎場業者からもある程度好評いただいているということで、行政サービスとしては非常にいい状態ですから、これを持続していただければというふうに思います。

大きな4番目の再質問に入らせていただきます。さっき言ったように、介護認定審査会はお医者さんがやっぱりするわけなのです。今1次がなく、2次審査に簡易化されているという話も聞いていますけれども、介護認定審査会の負荷低減を目的とすれば、それから先ほど壇上でちょっとお話ししたとおり、議長会で郡市の医師会さんがやはり秩父の医療はかなり危機的な状況であると。だから、市立病院をしっかりとやってほしいのだと。そのためには、まずは市町の議員に現状を分かってほしいのだということでお話があったわけです。それはそのとおりだと思いますし、その市立病院、秩父圏域の医療を守るためには必要なことだと思うのですけれども、そもそも論として、お医者さん、病院に負荷をかけない方策というのも普通にあるわけですし、そういう意味からすると、

いわゆる秩父郡市、3師会と言われている医師会、薬剤師会、歯科医師会の薬剤師会さんがやっているこのような未然の取組が実は病院を助けているというのを今回初めて私は知りまして、それを6年もやっていると。たまたま秩父市の福祉部にお話を聞きに行ったら、そんなのやっているの知らなかったという話なのです。この知らなかったというのは、職務怠慢で知らなかったということではなくて、薬剤師会が側面支援として、これは必要なのではないかと。腎疾患の関係は、非常に栄養管理で重篤化するのを抑えられると。薬だけ投与しても駄目なのだという話を薬剤師会の方はしてまして、それで保険の点数、介護保険の点数がつくということであれば、積極的に薬剤師会が管理栄養士を雇ってそういうことをやれば、病院に負荷をかけなくて未然防止ができて、患者さんになるような方々は腎疾患の悪化が防げる、医療費も削減できると、そういった話をお聞きしたので、今回お聞きをさせていただきました。非常にいい取組なのですけれども、先ほど言ったように、昨年8月から介護保険の点数がつかなくなって、ほぼ9割方自腹でやっているようです、薬剤師会が。ということで、これは地域包括ケアのところですね。そういった話を今後出していただければ、私がここでしゃべる間もなく、そういうのが持続したりとか、地域包括ケアの中で秩父地域の病院を取り巻く、医療を取り巻く側面支援としてやっていたのかもしれないのですけれども、薬剤師会の皆さんが、今回首長の皆さんもいますけれども、意見書を出したということもあって今回聞かせていただきました。

再質問で、これは管理者にお伺いをしたいのです、ぜひ。久喜市長は、医師でもありますし、全国市長会の地域医療確保対策会議の座長でもあります。今年の1月には第6回目を開催していて、地域医療、医者不足とか地域偏在等を積極的に提言して、全国市長会の中でもリーダー的存在で、秩父圏域の医療、医師不足についてもやられております。そういった医師会、病院というのを強力にバックアップするというのもこれは必要です。それ以外の取り巻きを拡充して行って秩父の医療を維持していくという取組も必要なのではないかなと私は思います。今定住の話をしてここでする必要はないのかもしれないのですけれども、リハビリテーション体制の確立、ちちぶお茶のみ体操の推進、それからリハビリテーション体制充実に向けた人材の確保育成を病気にならない事前事業としてやっているのですけれども、そこに該当するような薬剤師会さんの取組なのではないかなというふうに思うわけです。今回3点ほど聞かせていただきましたけれども、どう思いますかということをお聞きいただけです。最後に質問ということで、医師でもある管理者の久喜市長に、この薬剤師会さんが取り組んでいる訪問型の栄養管理指導、病院に行かないように未然に防ぐような活動になると思うのですけれども、率直にどう思われるか、それから先ほども言いましたけれども、本来は地域包括ケア会議の中で薬剤師会さんが発信していけばいい話なのですけれども、そのことも含めて管理者に最後に質問をさせていただきます。所感という形になると思いますけれども、よろしくお願いたします。

議長（宮原睦夫議員） 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 私のほうに質問が来ましたので、答弁させていただきます。

薬剤師会さんの要望書というのは、昨年12月に出ています。それに対する回答もしております。それに当たっての会議を2度ほどこちらの市のほうとして行っており、そしてまた3師会は私に対しては非常によく知っているところであり、お世話になったところなので、できるだけその意に沿うような形で私のほうも回答したいということで、いろいろ会議を重ねたのですが、突き詰めるところ、国のほうが今まで認めていた、議員さんからのご質問のとおり、認めていたところを国のほうが薬局はやはり薬等の対応をしると。栄養管理は医療の範囲だから、要するに医者、病院とか診療所の範囲だから、そちらのほうでやれというふうなすみ分けをしてしまったのです。ですから、それに対して、そうなった以上は今までできたものができなくなったということで、薬剤師会さんから今回要望書が出たわけですけども、総合的に見て、薬剤師会さんのご厚意というのはよく分かるのですが、やはり医療は診療所なり病院なりというところで管理されていったほうが私はいいかないというふうに思います。というのは、全体的なところの流れの中で医師は全体を見られる立場でございますので、そういう中では患者さんと非常に近い距離にあるわけで、薬剤師さんが遠いとか、そういうわけではないのですけれども、いわゆる全体を包括する面においてはやはり医師がコントロールしていくべきものなのかなというふうに思いました。ただ、薬剤師会さんのご厚意を無にするわけではないと。先ほどお話ししましたとおり、私のほうといたしましても全国市長会のほうに今までの点数を取れるような形で要望書を出させていただいております。ですから、それが認められて進んでいけば一番いいのしょうけれども、いずれにしても今医療というところの中で言えば、この国の示す方向が正しいのかなというふうに私は思っています。

以上が所感でございます。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。管理者、ありがとうございました。私は、医師でもないし、薬剤師でもないし、医療も全く詳しくないのでですけども、この話をお聞きしたときに、秩父地域の医療は一つということで、近藤先生が言われた市立病院は非常に大変な状況になっている、医者不足と看護師不足があるという流れの中で、私らができることは一体何だろうということで考えていったところに、薬剤師会の皆さんがそういうのをやっていて、今後もやっていきたいと思っています。国からそういうことを言われたので、できなくなってしまったと。少なからず市立病院、それから病院の助けになるのかもしれないというような薬剤師会さんの思いがあったので、介護認定審査会にかこつけて質問させていただきましたけれども、私は地域包括ケアの現場にいるわけでもないで、これは薬剤師会の皆さんが本当にやりたければ、地域医療として何とか持続させてほしいという話をするでしょうし、行政の長の皆さんはそういったことを受けて、例えばさっき言ったお茶のみ体操は独自ですよと。お金をかけてつくったのだと思います。それから、リハビリテーシ

ョンの体制を組んでいくというのもある程度お金はかかるのかと思います。薬剤師さんがやっているそういった要望というか、重篤化しないための取組を今後どういう位置づけにするかというのは首長さんの皆さんにかかっているのかもしれないので、今後は薬剤師会の皆さんが一生懸命やると思いますので、ただいろんなやり方もありますし、介護認定審査会も高止まりをしていますから、そういう意味からすると、こういった病院を取り巻く、医療を取り巻く側面支援を今後もぜひ首長の皆さんが先頭を切って、地域で政治としても保護していく方向にかじを切っていただくことをお願いしまして、一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（宮原睦夫議員） 3番、黒澤秀之議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案第1号 秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例改正は、提案理由にもありますとおり、現在水道局に設置されている契約検査課を事務局へ組織替えを行い、組合全般の契約、検査事務を担わせることとしたいため、規定の整備をするものでございます。

議案第1号参考資料の秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部改正の新旧対照表をご覧ください。組合管理者の権限に属する事務を処理するため、事務局に置く課及び所に契約検査課を加え、令和2年度以降の事務局の課及び所について4課2所とするものでございます。なお、本条例の施行期日につきましては令和2年4月1日からとしたいものでございます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。2点ほどお伺いさせていただきます。

先ほど説明があったとおり、組合全般の契約、検査事務を担わせるというのが提案理由なのですが、けれども、これまでの担当業務というのは、もともと水道局にいたものですから、それらがそこに入ることでどのように変わるのかが1点目、それから今後は、広域組合の居室とか、その方々は水道局から移動する形になるのかどうか、実態ですね。組織上はあるのだけれども、実態上どういうふうな形になるのかをお聞かせください。2点です。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 黒澤議員のご質問に答弁させていただきます。

契約検査課を事務局に移管するという事で、担当業務がどのように変わるかという、まずその点についてですが、まず現在の契約検査課の主たる所掌業務、これについては予定価格130万円以上の工事、それから工事に伴う設計業務委託に関する契約及び入札事務並びに検査事務を担っております。また、これらの契約に係る入札、電子入札に関する事務、それから入札の資格審査に関する事務、これを行っておりますので、契約及び入札に関する事務全般を所掌していることとなります。今回の条例改正によりまして、契約検査課の担当事務に大きな変更はございません。事務局並びに消防本部で所掌しております予定価格130万円以上の工事、それから設計業務に関する契約及び入札並びに検査事務が追加されることになり、これらの業務量が増えるということになります。併せて、事務局並びに消防本部では、入札案件は全て紙入札ということで行っておりますが、契約検査課が組合全般の契約検査業務を担うこととなりますと、該当する入札件数は順次電子入札に切り替えていければというふうに考えているところでございます。

なお、契約検査事務を参考に申し上げます。令和元年度における現段階の契約検査課における契約件数は、工事が63件、それから設計業務委託、これが19件の計82件の契約、それから検査事務となっております。これを令和元年度の一般会計予算で見ますと、工事については、事務局が10件、それから設計業務委託で消防本部の1件、計11件の契約検査事務が新たに加わるというような形になります。よって、年間で100件程度の契約、検査を担当するというような形になるものでございます。

続きまして、職員の居室、事務室ということになりますが、条例改正に伴う組合の人員につきましては、現在の事務局、水道局の臨時職員を除く常勤職員につきましては、事務局27人、それから水道局50人の計77人となっております。今回の契約検査課の所管替えに伴いまして、契約検査課5人分を現在のところ事務局のほうに移したいというふうに考えておるところでございます。これに

よって、2年度については、事務局32人、それから水道局45人の体制で今のところ考えておるところでございます。また、居室のほうになります。水道局の事務室内にあります契約検査課を、事務局の事務室に移しまして、管理課、契約検査課、福祉保健課、それから会計管理者の事務を所掌します会計課を配置したいというふうに思っております。現在事務局の事務室内に業務課がございしますが、同じ階のクリーンセンターの事務室内に移す予定でございます。業務課につきましては、廃棄物に係る政策的な事業を統括しております。同じフロアで事務を遂行することによりまして、横の連携が密に図れる、またよりスムーズに事業対応が可能だということで考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 今回契約検査課を一般会計に持っていくということなのですが、方法としては兼任、あるいは併任という方法もありますが、組織替えとした理由ということについての説明をお願いします。今回水道事業会計の損益勘定支弁職員5名という、4,486万円という、こういう予算になってまいります。これは、一般会計で担うことになると思うのですが、水道料金への影響と市町分担金の負担額の変化があるのかどうかという点が1つであります。

2つ目でありまして、この広域の例規によりまして、設置条例のほかに財務の中で、これはみんな規程になっていまして、契約検査課の所掌しているということは、かなり財務のほうで規定されています。この辺の扱いをどのようにするのかというふうな点であります。

それから、工事検査員の指名であります。今までは工事監理委員会の規程であるとか、水道管理規程とかで契約検査課が所掌するこういう点になっていまして、そこら辺の整合性、どのように持っていこうとしているのかについて伺うものです。

3点になりますが、よろしく申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 それでは、浅見議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、契約検査課を事務局へ組織替えした理由、これにつきましては、水道事業の統合当時、契約検査課、これは契約件数も多い、そういうことから水道局内に設置をいたしました。しかしながら、現在でも組合全体の入札参加資格審査事務を所掌するとともに、組合が発注する建設工事等全般の必要事項を管理する組合の建設工事監理委員会の事務を所掌しており、当然事務局、それから消防も併せて見ております。そういうことから、議案説明でも申し上げましたとおり、事務局に設置することによりまして、組合全般の契約検査事務を担わせたいというものでございます。

それから、水道料金と市町負担金への影響ということでございますが、水道局職員5名分の人件

費が一般会計に移ることの影響につきましては、今回の移動が直接水道料金に影響することは少ないというふうに考えておりますが、一般会計では事業費の多くを市町負担金に求めてございます。このことから、少なからず市町負担金には影響が出てくるものでございます。

続きまして、今度は例規のお話になると思います。議員さんがおっしゃっているのは組合ホームページに登載されています例規集のお話ということですね。その第10編のところに水道事業がござります。第3節、財務に位置づけられております契約検査課が所管する例規9件につきまして、組織替えの後の取扱いについて今検討しているところでございます。これらの例規につきましては、28年度の広域化に伴いまして、水道事業の契約検査に関する規定を整備してございます。現在事務局と水道局契約検査課において詳細については調整しているところですが、今回の条例改正によりまして契約検査課が組合全体の契約及び検査を行うこととなりますことから、これらの例規につきましても基本的には組合全体を網羅するというふうに考えておりますので、そういう対応をしたいというふうに思っております。ただし、水道事業に特化した例規もござりますので、残す必要があるものを調整しながら現在調整をしているところでございます。手続的には、告示あるいは訓令形式による規程等を新規制定し、既存の例規については廃止なり、そういう対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、最後については、工事検査員の指名の扱いだと思いますが、現在の検査員は契約規則第49条によりまして規定されております。さらに、契約規則に規定する監督員及び検査員を定める訓令によりまして、契約の種類並びに契約金額により指定をされておるところでござります。水道事業につきましては、水道事業契約規程第90条に規定されており、これらの規則等に基づき、それぞれの工事検査員を指名しているところでござります。今回の組織替えに伴いまして、先ほどの議員のご質問の例規に関する答弁でも申し上げましたように、対象となる例規を一本化して、契約規則等を見直しをする中で工事検査員についても現在調整をしているところでござります。いずれにしても、事務調整内容も多岐にわたりますので、新年度よりスムーズに事業が遂行できるように今調整しているところでござりますので、ご理解いただければと思います。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 今水道料金等への影響と市町分担金の負担額ということで、個別に負担、独算制の関係に水道料金はありますので、そこに求めるか、あるいは税金でというふうな試算になるのではないかなというふうに私は考えたところであります。単年度4,486万円でありましたが、これが5年になると2億2,430万円とかというような形になるので、それなりに水道料金に影響するのではないかと、だからこそ少しでも負担軽減のためにこっちに来て、これを税金で賄うのではないかとというふうに私は考えたのですけれども、いやそんなことはない、これは水道料金には影響はなくて、市町の負担だけで済む問題ですということの再度確認なのですが、よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

(柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇)

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 今お話しいただいたように、一般会計に移りますので、市町負担金に求めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長(宮原睦夫議員) 16番、出浦正夫議員。

16番(出浦正夫議員) 16番、出浦です。今までのお話ですと、業務内容としては変わらないけれども、早く言えば勤める場所が変わるといふふうに聞こえたのですけれども、先ほども質問したのですが、広域の基本計画では、水道の職員数を減らしていった最後33人にするのだという基本計画になっているのですけれども、それを数字の上で5名減らしましたよというようなことも念頭にあるのですか。業務内容が変わらないのなら、別に水道局にいたって不思議はないかなと私は思うのですけれども、ましてこれからいろんな工事を水道局は次々にやるという計画になっているわけだから、この契約の関係も水道局絡みの仕事は多くなるだろうと思うのですけれども、その辺の関係をお願いします。

議長(宮原睦夫議員) 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 出浦議員のご質問にお答えいたします。

こちらに契約検査を持ってくるということにつきましては、水道局は一本でやっていますけれども、事務局、消防につきましては、担当課が入札の執行をしたり契約の事務を行っております。それを一元化するためにもここに一本化して、県の電子入札システムを活用しまして、今後は130万円以上、県の電子入札を使って全てをそのような契約のやり方にする方向でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長(宮原睦夫議員) 16番、出浦正夫議員。

16番(出浦正夫議員) それは分かるのですけれども、先ほどの水道局の職員数との関わりで5名減らしましたよというふうに対外的には言うのかどうか、そこのところをお願いします。

議長(宮原睦夫議員) 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 出浦議員の再質問にお答えいたします。

対外的にはそういうふうに見えるかもしれませんが、実際に5名減らすということですので、基本計画とは関係はございません。

以上でございます。

議長(宮原睦夫議員) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案書の2ページをお開きください。議案第2号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、提案理由もございまして、埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員に係る勤勉手当の支給率、給料表及び住居手当の改定をいたいたため、本条例の改正をしたいものでございます。

改正条例の第1条につきましては、一般職職員の勤勉手当の支給割合は現在6月期、12月期合わせて年100分の185となっております。これを100分の5引き上げて年100分の190にしたいものでございます。

次に、給料表の改正につきましては、1級の初任給を2,000円から1,500円引き上げるとともに、主に若年層の職員に対する改定を行い、全体で平均0.1%引き上げる改定をしたいものでございます。

議案第2号参考資料、第1条、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例新旧対照表をご覧ください。改正条例の第1条におきましては、まずただいま申し上げましたように年間の勤勉手当支給割合を引き上げるため、給与条例第16条の7の規定の一部を改め、令和元年の支給割合を12月期の勤勉手当で調整し、一般職職員の勤勉手当の危機割合を100分の92.5から100分の97.5にしたいものでございます。給料表につきましては、ただいま説明いたしました改定額、改定率に改正をしたいものでございます。

次に、新旧対照表の6ページ目になりますが、第2条をご覧ください。改正条例の第2条では、まず給与条例第9条の2の住居手当の支給対象の家賃の下限を4,000円引き上げ、1万6,000円とするとともに、手当額の上限を1,000円引き上げ、2万7,000円を2万8,000円としたいものでございます。

次に、第16条の7に規定する勤勉手当につきましては、令和2年度以降の勤勉手当の支給割合を6月期、12月期とも同率の100分の95としたいものでございます。

なお、附則の第1条におきまして、本条例は公布の日から施行することとしますが、第2条の規定は令和2年4月1日から、第1条の規定による改正後の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の規定は平成31年4月1日から適用したいものでございます。

また、附則の第3条では、住居手当の支給に関する経過措置として、制度改正に伴う激変緩和措置について規定するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。給料が上がることはいいことなのですが、いわゆるクリーンセンター、消防署から水道局に至るまで、この職員で派遣できている、主に水道局だと思うのですが、この給料の差というのはあるのですか、ないのですか。まず、その確認をさせてください。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 山中議員のご質問ですが、先ほど申し上げましたように、派遣職員については、派遣元との協定を結んでおりまして、その中で組合の給料表、それに合わせるということになっております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 山中です。そうすると、要するに各町の職員も全部この組合の中の給料表になっているということなのですね。以前各地域が合併したときには、大滝みたいに積み残されて、

荒川や吉田が積み残されて合併されたことがあるものですから、そういう心配をして、できればこういうのは平準化すべきだということなので、聞いたのです。ありがとうございます。

議長（宮原睦夫議員） 他にございませんか。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 今山中議員から質問がありましたが、別表1の適用職員の人数、これが何人になるかというのが1点であります。

それから、2つ目です。今回の給料表は、埼玉県の人事委員会勧告の表を使ってということであります。埼玉県の人事委員会勧告は、平均すると0.12%という勧告時点の概要ということになっていまして、この給料表は0.1%の引上げというので、そこのところの差が何なのかという点であります。先ほど説明がありましたが、今回の給料表の1級、給料の低い人には高く上げて、上の人には低くということになっています。初任給で見ると、高卒初任給、1の5で入ると、14万8,600円が15万600円になるということで、これは1.35%という形だと思います。学卒も1の25で18万700円が18万2,200円、0.83%アップと私のほうは見たのですが、これで合っていますか。その確認をしながら、人事委員会勧告の主な中身とその人数等について再度よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 それではまず、別表第1の適用職員の人数ということのご質問でございますが、この別表第1が適用になる職員は技能労務職を除きます一般職員、全職員に適用されております。ちなみにこの給料表の改正により今回の給料月額に影響がある職員といいますと、全部で106人になると思います。それから、人事委員会勧告、この内容ということなのでございますが、先ほど県のほうは0.12%、これは県は10級職まででございますので、うちのほうは8級職ということですので、そこの差がございます。

それから、今お話のあったように、本議案、これをお認めいただきますと、初任給では高卒の場合で2,000円、それから短大卒の場合では1,800円、それから大卒の場合は1,500円の増となるものでございます。この給料表の改正のほかにも、今回の県の人事委員会勧告の中では、住居手当、それから勤勉手当率の改正、先ほど説明があったとおり、そこは同じものでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議事日程の順序の変更の決定

議長（宮原睦夫議員） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、議案第6号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第4回）及び議案第8号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算を先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、議案第6号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第4回）及び議案第8号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算を先に審議することに決しました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） 議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 それでは、議案第6号 令和元年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第4回）につきましてご説明申し上げます。

議案書の18ページをごらんください。今回の補正は、年度内の実績値及び今後の見込みを勘案し、各費目において可能な限り収入支出見込みの見直しを行ったものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち(4)、主要な建設改良事業について補正額に基づいて記載しております。

次に、第3条の冒頭の記述に災害復旧費に対する財源として企業債の借入れについての内容を追加し、補正するものでございます。

その下段にございます第1款水道事業収益でございますが、6,183万3,000円を減額するものでございます。まず、第1項営業収益でございますが、給水収益が夏季における収益が減少傾向にあり、夏の天候不順が使用水量に影響し、当初見込みを下回ることになり、4,190万円を減額及び国の操出基準に基づく消火栓維持管理費負担金につきまして、当初見込んでいた消火栓修繕箇所が増となったため、秩父市負担分22万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、第2項営業外収益の2,016万1,000円の減額でございますが、主なものといたしましては、長期前受金戻入995万2,000円の増額、補正予算に伴う消費税及び地方消費税還付金3,011万4,000円の減額補正でございます。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用につきまして5,094万6,000円を減額するものでございます。まず、第1項営業費用でございますが、4,574万2,000円減額補正するものでございます。主なものといたしましては、委託料、手数料及び修繕費等の経常経費について、今後の必要額等を算出し、不用額の減額を行ったものでございます。また、動力費につきましては、送水ポンプ等の稼働頻度の増加により、この分を増額しております。減価償却費につきましては、決算確定に伴う再計算により1,494万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用520万4,000円の減額補正につきましては、企業債償還利息について借入額及び利率確定による差額分を減額するものでございます。

次に、第4条の冒頭の記述は資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段にございます資本的収入につきましては、第1款資本的収入1億3,985万5,000円を増額するものでございます。この増額につきましては、第1項企業債の増額分で、台風19号の影響による災害復旧事業債を計上したものでございます。また、繰出基準に基づき構成市町が負担すべき費用として規定されている消火栓新設負担金につきまして減額となっております。

次に、第1款資本的支出につきましては3億4,219万7,000円を減額するものでございます。まず、第1項建設改良費3億4,456万7,000円の減額でございますが、主な内容といたしましては、工事請負費、委託料等の請負差金並びに継続費である浦山第1取水場導水管等更新工事の年割額の変更による減額でございます。

第2項企業債償還金237万円の増額でございますが、平成30年度借入れ分につきまして償還表に基づき補正するものでございます。

次の20ページの第1表、継続費補正をごらんください。浦山第1取水場導水管等更新工事につき

ましては、事業費総額及び年割額の変更でございまして、令和元年度、令和2年度の年割額を変更しております。

次に、21ページ、第2表、企業債補正をご覧ください。先ほども申しましたが、台風19号による災害復旧事業債の限度額を追加するものでございます。

また、別冊、補正予算に関する説明書1ページから4ページには実施計画、5ページには予定キャッシュフロー計算書、6ページから7ページは給与費明細書、8ページには継続費に関する調書、9ページから12ページには予定貸借対照表（当年度分）がそれぞれ記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 何点か伺います。

補正予算でありますので、説明書の中のページ数でいきますが、先ほどあった浦山取水場の導水管更新工事ではありますが、今年度予定は97.8%ということだったと思いますが、実質32.1%の進捗となっておりますが、その理由についての説明をまずお願いしたいと思います。

それから、今度は16ページであります。この営業費用の中で委託料と、それから修繕費であります。請負差額ですよという説明だったのですが、主な点での例えば委託料のこれが大きかったのがこれだけ大きな点がありますとか特別なもので結構です。そういうものがあつたら、そこを説明していただきたい。それから、配水及び給水も、これは委託料の主なものですかね、この点についての説明をお願いします。

それから、先ほど減価償却費の減がありました。決算確定に基づいてということですが、減価償却は大体予算で入れてこうだということから、そんなに動かないのではないかと思います。その動く理由というのですかね、そこをよろしくお願いします。

それと、20ページになります。建設改良費のほうの関係ですが、原水及び浄水、委託料と工事請負費の減ということで、継続事業と年割り変更等ありますということで、もうちょっと詳しく説明していただければと思いますので、4点ですかね、よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 大滝・荒川事務所長。

（千島 武大滝・荒川事務所長登壇）

千島 武大滝・荒川事務所長 浅見議員のご質問にお答えいたします。

まず、継続費に関する調書で浦山第1取水場導水管等更新工事の継続費の進捗率の予定が変更になった理由についてお答えします。昨年上陸した台風19号による大雨の影響により、浦山第1取水場で崩落が発生したため、現地の安全確認に時間を要し、一部年度内に工事が完成できなかったた

め進捗率に変更となっております。

関連しまして、この内容につきまして説明をさせていただきます。浦山第1取水場導水管等更新工事、年割額の変更でございますが、補正前の令和元年度年割額3億1,529万3,000円の内容は当初の工事予算額である3億30万円と浦山第1取水場導水管等更新工事監理業務委託費1,499万3,000円の合計金額となっております。この工事の進捗の遅れにより、当初の工事費3億30万円から2億166万円を減額補正し、令和元年度年割額を9,864万円、2年度を2億870万円に変更したものでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 続きまして、浅見議員の原水及び浄水費、配水及び給水費の中の減額の主なものについてご説明をさせていただきます。

最初に、原水及び浄水費の委託料248万9,000円の主な減額内容でございますが、塚越浄水場の発生活泥関係業務委託につきまして、汚泥の発生量が見込みより少なかったことによりまして190万円の減額、小鹿野町浄水場等運転管理業務委託の請負差金により39万2,000円の減額となっております。

次に、原水及び浄水費の修繕費2,300万5,000円の主な減額内容でございますが、別所浄水場活性炭注入装置修繕、こちらに工事の内容の変更がございまして、1,500万円の減額、中津川浄水場取水場導水管路復旧工事、これも工事の内容の変更によりまして900万円の減額、その他一部増額となる修繕もございまして、差し引きいたしまして2,300万5,000円の減額を計上した内容でございます。

次に、配水及び給水費の委託料446万5,000円の内容でございますが、漏水調査業務委託でございまして、請負差金により300万の減額、皆野第1配水池等清掃業務委託について、本年度は清掃業務を実施しなかったため、131万8,000円の減額、小鹿野第1・両神増圧場等保守点検業務委託につきましては、請負差金によりまして14万7,000円の減額となっております。

次に、減価償却費の減額要因でございますが、減価償却費の内容は、当初の予算を計上する際、平成29年度決算における固定資産の数値に平成30年度決算見込みによります固定資産の数値を合算いたしまして、減価償却費のシミュレーション計算を行っております。しかしながら、当初予算編成の段階におきましては平成30年度の工事の内容並びに委託等の金額が確定していないことや、繰り越しとなる事業もあることから、予算計上した減価償却費との差額が出てまいります。今回、平成30年度の決算によりまして減価償却費が確定しましたので、令和元年度の減価償却費を再計算したところ、不用額が生じたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、原水及び浄水施設費並びに配水及び給水施設費の工事及び委託の減額の内容でございます

が、原水及び浄水施設費の委託料3,038万3,000円の減額につきましては、浦山浄水場第1取水場導水管等工事監理業務委託及び別所浄水場受変電設備等更新工事監理業務委託、2件の1,949万3,000円につきまして、水道局職員による工事監理を実施したことによる減額になっております。

また、外部委託で予定しておりました半能ポンプ場他更新工事設計業務委託、そのほか1件、合計2件、1,089万円につきましても、同じく水道局の自前設計による委託費の減額という内容でございます。

次に、原水及び浄水施設費、工事請負費2億3,535万4,000円の減額でございますが、主なものとしまして、浦山浄水場第1取水場導水管等工事の年割額の変更でございます。今年度分を2億166万円減額してございます。

そのほかにつきましては、請負差金等によりまして、石間・塚越浄水場電気計装設備更新工事等6件、3,369万4,000円を減額しております。

配水及び給水施設費の委託料でございますが、3,361万2,000円の減額でございますが、主なものとしたしましては、請負差金による減額、新秩父ミュージックパーク配水池用地測量業務委託等9件、2,411万2,000円でございます。

その他、水道局職員による自前設計によるものが、H33小鹿野町増圧ポンプ外更新工事設計業務委託等3件、9,500万円の減額となっております。

次に、配水及び給水施設費、工事請負費の減額でございますが、主なものとしたしまして請負差金によるものでございます。県道皆野両神荒川線外配水管布設替工事（吉田管内・鍛冶山・芦田工区）等でございますが、13件、3,862万9,000円でございます。

そのほか、道路改良工事が実施されていなかったことによる布設替えの工事の取りやめが小鹿野町滝原町営住宅管理道配水管布設替工事等でございますが、合計で2件、5,850万円、消火栓の設置工事の見直しによる減額が300万円、以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 丁寧な説明ありがとうございました。浦山の取水場なのですが、先ほど台風によって崩落があったということで、かなり大規模だというふうに思うのですが、これは次年度でできるのかという見通しについてが1点であります。

もう一つは、今日午前中に出浦議員の中でも質疑があったところで、いわゆる設計業務、あるいは監督業務に対してどうですかということに対して、時間的な、あるいは数が多かったりしてということではありますが、こういう自前でやって設計しました、監理しましたというのが出てきたということで、午前中の説明で、こういうのもやっていますよという水道職員のパワーというか、マンパワーもあるのだよというのもやっぱり出したいただいたほうがよかったのかなというふうに感じるところであります。質問といたしましては、浦山の取水ポンプ場の見通しについてだけよろしくをお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 大滝・荒川事務所長。

（千島 武大滝・荒川事務所長登壇）

千島 武大滝・荒川事務所長 浅見議員のご質問にお答えいたします。

浦山第1取水場の崩落でございますが、軽微なものでございまして、今ある施設の撤去、または立木の伐採にラフタークレーンを設置する等がありまして、その関係もございまして、様子を見ていた経緯でございます。工事につきましては、本年度取水場及び着水井の谷側斜面の導水管の布設工事、また、使用材料の購入等を行っております。来年度市道部の導水管の布設替え工事及び電気計装の更新工事を実施する予定でございまして、工期に間に合うように安全に配慮して進めていく所存でございます。よろしく申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。補正予算の説明書で質問いたしますけれども、先ほど料金収入のところ、4,190万円の減額という説明があったのですけれども、主にこれは冷夏の影響というご説明でしたが、人口減とか、あるいは節水だとか、そういう影響というのはいないものですか。お願いします。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 給水収益の水道料金の減収の内容でございますけれども、先ほどお答えしましたとおり、夏季における給水収益の減少が主な原因ということになりますが、議員さんお話がありますように、今使用量そのものがやはり減っているという状況もございまして、その中でいろいろな節水器具等を導入しており、洗濯機など節水用の機械も導入している影響はあるかと思いますが、主な部分につきましてはやはり夏季の給水収益が減っているということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 説明書の18ページの資本的収入のところの企業債の関係なのですが、1億3,985万5,000円の増額補正なのですけれども、先ほども質問いたしましたけれども、この企業債の中には別所浄水場の上の土砂撤去や何かの不足分の費用というのは入っていないというふうに理解をしてよろしいですか。厚生労働省の査定が終わっていないというので、多分そうかなというふうに思うのですけれども、お願いします。

議長（宮原睦夫議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時57分

議長（宮原睦夫議員） 再開いたします。

経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 議員ご質問の1億4,550万円の内容でございますが、災害復旧事業債で借り入れる内容ですが、別所浄水場の関連については含まれておりません。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） そうしますと、6月に査察があるということですから、来年度補正でやるというふうに理解をしたいと思いますけれども、それでいいかどうかお願いします。

続いて質問してしまうのですが、8号議案のほうも一緒に質問してよろしいですか。

議長（宮原睦夫議員） いや、まだです。

16番（出浦正夫議員） 8号議案はまだね。では、今の件をお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 議員のご質問ですが、災害査定の方がまだ確定しておりませんので、その査定の時期によりまして、補正でいくか専決処分でいくかというような形で予算の計上をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(宮原睦夫議員) 総員起立であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(宮原睦夫議員) 次に、議案第8号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 議案第8号 令和2年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の水道事業会計予算及び説明書と併せて、議案第8号説明補足資料、カラー印刷の円グラフの資料によりご説明申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。第1条は省略いたしまして、第2条の業務の予定量といたしましては、(1)、1市4町の約4万3,350世帯に対し、(2)、年間約1,523万立方メートルの給水を予定しております。これを1日あたりにしますと、(3)の約4万1,730立方メートルでございます。また、(4)では主要な建設改良事業の金額を定めております。

次に、第3条及び第4条は議案第8号説明補足資料の円グラフによりご説明いたします。円グラフをごらんください。まず、円グラフの上部にございます数値は水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なり、水道事業会計は収入、支出が一致しないのが特徴ですが、これを収入ベースで見た場合は約62億円、支出で見た場合は約81億円となっております。

次に、左側の円グラフをごらんください。グラフ上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入合計は33億7,002万円でございます。その大勢を占めるものとしましては、給水収益が約23億7,000万円、これに他会計補助金及び県費補助金が約3億7,000万円、長期前受金が3億7,000万円、率にして11%と続き、この3つの収入で約92%を占めております。

なお、元年度と比較し、給水収益が約604万円、率にして0.3%の減少となっております。令和元年度上半期の実績において若干減少傾向を見せていることを鑑み、収益の減を見込んでおります。

下段の収益的支出は、29億6,527万円でございます。主な費用構成として、減価償却費が約15億5,000万円、率にして52%を占め、浄水場の維持管理費が約6億5,000万円の22%でこれに続き、配水管等の維持管理費が約3億2,000万円の11%、一般管理費が約2億7,000万円の9%、これら4つの費用で約94%を占めております。

なお、元年度と比較し、減価償却費が1億154万円、7%増加しております。これは、元年度建

設改良事業費、特に橋立浄水場導水設備等更新工事が完了することにより固定資産が増加するため、これに伴い、減価償却費が増加したものでございます。

次に、右側の円グラフをごらんください。右の資本的収入及び支出は、水道施設の新設、改良のための予算でございます。上段の資本的収入は29億2,537万円でございます。その内訳は、企業債が5億円で収入の17%、出資金が約12億2,000万円が42%、県費補助金が約11億6,000万円が40%を占め、この3つで約99%を占めております。

なお、生活基盤施設耐震化等補助事業に係る出資金に関しては、その償還元利金の2分の1が各市町の一般会計に普通交付税として算入されるとしておりましたが、総務省は令和元年度より広域化に関する事業に係る地方財政措置を拡充しており、普通交付税を償還元利金の60%に引き上げております。広域化をした地域に対して手厚い措置を講じられております。

なお、構成市町出資金、県費補助金がともに令和元年度と比べ増額となった理由でございますが、補助対象総事業費が15億2,851万円の増額となったことによるものでございます。

次に、下段の資本的支出は52億1,354万円でございます。その内訳は、配水管の新設改良費が約36億5,000万円が支出の70%であり、浄水場の新設改良費が約8億5,000万円が約16%を占めており、このほか企業債やダムの償還金がございます。

なお、令和元年度浦山ダム割賦償還金につきましても、通常の償還に加え、9,500万円を繰上償還させていただくこととなりました。

なお、建設改良費について、令和元年度と比較し増額となった理由につきましては、資本的収入の説明の際に申し上げましたとおりでございます。ここで4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対し約22億9,000万円不足しております。この不足を補填するものとしたしましては、グラフの下の米印にございますように、①、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億3,174万円、②、過年度分損益勘定留保資金16億6,911万円、③、減債積立金3億8,737万円、④、建設改良積立金1億円を補填することといたしております。このグラフの説明は以上でございます。

別冊の予算及び説明書の5ページにお戻りください。次の第5条から7ページの第12条までは、継続費や債務負担行為、企業債、一時借入金などを公営企業法に定められた基準により順次記載したものでございます。また、9ページ以降は予算説明書等でございます。

以上で議案第8号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 8号議案の水道事業の予算ということで、ちょっと多岐にわたって質問をするものであります。

最初に、この4ページに給水量があります。4万3,350戸ということで、これは昨年から比べて

100戸減っているのです。それに対して年間総給水量は1,523万ですね。27万7,000トン余り増えているのですが、この理由というのですかね、これについてをまずご説明いただきたいと思います。

それから、2番目としまして、32ページまで飛んでしまいます。ごめんなさい。32ページではない。地方消費税の関係なのです。ちょっとページが出てこない。ごめんなさい。少し待ってください。37ページであります。消費税及び地方消費税還付金ということで、1億7,154万5,000円、前年度比は7,268万1,000円だったので、プラス42%になっています。この内訳、単純に考えると、消費税が10%に上がったので、2%ぐらいかなと思いますが大幅になっています。工事の請負金の消費税なのか、そこら辺についての説明をよろしくお願いいたします。

それから、41ページの委託料の関係であります。これは、費用なので、収益収支のほうですかね。委託料の中の緩速ろ過用砂関係業務委託ということで、これが5,140万8,000円計上されていますが、昨年に比べて191万2,000円増えているというふうに読んだところであります。部材構成というのは、これは委託料なのですか。修繕費なのではないのかなというふうに考えたのですが、そのところの考え方について説明していただければというふうに思います。

それから、43ページになります。設備保守点検の関係です。細かい点なのです。これは、委託料の中で、配水の中での設備保守点検業務委託211万5,000円となっていますが、これが従来は秩父が100万円、横瀬78万1,000円、小鹿野69万1,000円、皆野39万4,000円ということで、286万6,000円計上していたのではないかと思います。一本化しているのではないかなというふうに読めましたので、そこら辺のところのこうだという説明があればというふうに思います。

それから、47ページですが、固定資産除却費です。先ほど除却費の関係を聞いたところでありますが、建設工事に伴いまして除却も増えてくるということで、主な大きな点があったら、こんな点が大きな点だよということがあればというふうに思います。

最後、6番目になりますが、これは工事の関係で、資本的支出の関係で、ここで……これは分かりにくい。前のほうが分かりやすい。ミューズパークの工事の関係であります。ちょっとページが今出てこないの、すみません。22ページであります。秩父ミューズパーク送水ポンプ、ちょっと字が読めないのですが、これが載ってきています。この工事について、第1と第2送水ポンプというふうなので、築造工事と、それから機械、電気設備の工事が入っています。そこら辺の別工事として発注したときの機械とか電気設備、使い勝手というか、そういうところについてどのように考えているかについての説明をよろしく願います。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 浅見議員のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、給水戸数と年間給水量の増える理由ということでございますが、業務の予定量、第2条(1)、給水戸数4万3,350戸及び年間総給水量でございますが、こちらにつきましては過去3年間の平均増減率によってそれぞれ算出をしております。令和2年度当初予算における算出に当たりましては、平成29年度及び平成30年度の実績と令和元年度の見込み、この3年間の平均を算出しております。年間総配水量が前年と比較して増えている要因でございますが、平成30年度におきましても比較的年間総給水量の実績が良好であったということがございまして、令和2年度の年間総給水量の算出に影響を与えたものでございます。

続きまして、消費税及び地方消費税の還付のプラスの要因ということでございますが、消費税及び地方消費税還付金の増額傾向の内容でございますが、予算書の52ページ、資本的支出における建設改良費が前年度と比較いたしまして15億6,454万円と大幅な増額計上となっていることから、仮払い消費税の増額につながったため、消費税計算上、還付金の増額になったものでございます。

続きまして、43ページの委託料の保守点検業務、従来各市町ごとで内容として記載があったものではないかというご質問の内容ですが、今回につきましては、令和元年度の予算につきまして個別の事業名で記載をされたものを令和2年度の予算より委託料の細目科目として使用しております。設備保守点検業務委託で取りまとめて記載をさせていただいた内容でございます。内容としましては、それぞれの事務所の発注での形態になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

最後に、47ページ、固定資産除却費の主な設備ということでございますが、固定資産除却費につきましては、予算編成時の段階で固定資産ごとの除却費を算出することが困難であるため、資本的支出の工事請負費に対しまして、過去の実績等に基づきまして0.9%を乗じて得た金額を固定資産除却費として算出しており、予算計上しております。令和2年度の固定資産除却費につきましては、浄水施設等の除却分として694万7,000円、配水施設等除却費分としまして2,828万6,000円、合計3,523万3,000円を計上しております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

田村政雄水道局技監 浅見議員のご質問に引き続きお答えさせていただきます。

緩速ろ過用砂関係業務委託ですけれども、ろ過層の構成ではなく、砂のすき取り、補充作業を地元業者へ依頼しておりますことから、委託と考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 浅見議員のご質問にお答えいたします。

予算説明書の中の22ページの下段にございます継続費に関する調書のうち新秩父ミュージックパーク

送水ポンプ室築造工事、これでございますが、第1ポンプ室と第2ポンプ室を合わせました金額がここに載せてございます。令和2年度が3億3,150万円、令和3年度が9億710万円、令和4年度が4億6,010万円、合わせまして16億9,870万円となっております。来年度の予算につきましては、55ページの工事請負費の中段に新秩父ミュージックパーク送水第1ポンプの電気・機械、建築・土木、それと第2ポンプの電気・機械、建築・土木と細かく分かれておりまして、まず第1ポンプの電気・機械の7,570万円でございますが、主に受変電設備を予定してございます。次に、建築・土木の3,610万円でございますが、地盤改良を予定してございます。次に、送水第2ポンプ室の電気・機械の7,650万円でございますが、主に受変電設備を予定してございます。次に、建築・土木の1億4,320万円でございますが、補強土壁による土地造成及び場所打ち杭を予定してございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 再質問ということで、今の答弁の中で固定資産除却についてであります。私は、前から固定資産はどういうふうにやっていますかと、ちゃんと整備されてきていますということで、どの資産がどうのこうのと大体統一が図られていると聞いたところであります。これに対して除却というと、この機械とこの機械、これをなくすからということになると、積み上げでできるのではないかなという思いだったのです。今話を聞きましたところ、建設改良費の0.9%を除却で上げるということで、積み上げではなくて、つかみでやって、結局後で精算して今回のような形で出てくるのですかね。そのところをもう一回よろしくお願いします。

あと1点、細かいところだったのですけれども、先ほど言った予算上委託でまとめましたということで、何かというと、やっぱり地元の業者がどれだけできるかと。金額は少ないのだけれども、そういう配慮も必要だと思って聞いたところだったので、従来どおりということだったので、分かりました。

では、固定資産の除却だけよろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 浅見議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

固定資産の除却の部分の内容でございますが、先ほどもご答弁させていただいたとおり、予算編成時の段階では、どの機械、どの内容が除却をされるかということのつかみが非常に厳しいという状況でございますので、当初予算の段階では先ほど申し上げました比率等を用いて予算計上させていただいているという内容でございますので、議員がお話しているように直接という形でできるような内容であれば今後検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 次に、3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番です。4点お伺いします。

予算及び説明書の35ページから予算見積書というのが入っていますので、そこから4点ほど聞きます。まず、収益的収入で、38、39ページ、2款2項6目3節、下水道使用料改定対応負担金61万6,000円、これ前年度は予算化されておりませんので、この内容を教えていただければと思います。

2点目が収益的支出で、42、43ページ、1款1項2目12節、石綿管処分手数料30万円、これにつきましても昨年度の予算がされていないということもあります。それから、石綿管の処分ということの手数料なので、この額でどのくらいの石綿管の処分ができるのかというのを教えていただければと思います。

3点目が、資本的支出に行きまして、54、55ページ、1款1項2目11節、広域化事業、基盤整備等強化事業、工事請負費31億2,455万円、これ昨年度比でいくと17億8,500万円ほど増額しております。これまでいろいろこの広域化事業と基盤整備等強化事業というのはお話しいただいたのですが、大まかなポイント的なものだけでいいので、細かくはいいです。ポイント的なものを教えていただければと思います。

最後、56、57ページ、1款1項4目3節、ドローン1基、40万円、水道事業としてこのドローン購入の意図を教えていただければと思います。ドローンは、これ購入しただけでは、勝手に飛ぶものではありませんから、付随していろいろな事業費が絡んでくるのではないかと思うのですが、まずはドローン購入の意図を教えていただければと思います。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 3番、黒澤議員のご質問について、まず下水道使用料の改定対応負担金につきまして、内容についてということでございますので、ご答弁させていただきます。

下水道使用料改定負担金61万6,000円でございますが、現在秩父市の下水道事業におきまして下水道使用料の改定の準備が進められておりまして、秩父市の下水道使用料が改定された場合、下水道の使用料の徴収受託をしている関係から、水道局で契約をしております水道料金システムを改修する必要がございます。そのシステム改修に係る費用といたしまして61万6,000円を秩父市下水道事業より受け入れるための予算計上でございます。また、水道料金のシステム改修の際の支出といたしましては、当初予算書の45ページ、総係費の委託料におきまして下水道使用料改定対応委託61万6,000円を計上しておりますが、同額秩父市の下水道事業より受入れを予定しております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

(柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇)

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 黒澤議員のご質問にお答えいたします。

43ページ下段の12節の手数料の中の石綿管処分手数料でございますが、緊急漏水修繕で部分修理により撤去回収した石綿管を処分するものでございます。石綿管の処分費用につきましては、水道局のホームページ、水道資材単価表に掲載してございますが、処分廃材持ち込み料1立米当たり3万3,333円、処分地までの運搬費が4トン車1台当たり4万6,666円、これに経費がかかりますと、3立米程度の石綿管を処分できる予定でございます。

続きまして、55ページの工事請負費の主な内容でございますが、浦山取水場の導水管整備、橋立浄水場ろ過池整備、新秩父ミュージックパーク関係のポンプ室築造、それに耐震基幹管路（Aルート）の布設などの継続費を組んで実施するような大規模工事の計画により、工事請負費が大きくなってございます。また、案件数につきましても、令和元年度が工事46件、委託14件、合計60件に對しまして、令和2年度は工事52件、委託13件、合計65件となって、工事件数が6件増加してございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 次に、ドローン購入の目的でございますが、近年ドローンを活用した空撮が普及し、土木分野においても、災害時に限らず、平時の施設状況の状態確認や情報発信ツールなど幅広く活用され、先進的な自治体においてはドローンを導入し、職員による運用が始まっております。埼玉県県土整備事務所においては、ドローンの利用管理を対象とし、必要な事項を平成31年4月にマニュアル化し、秩父県土整備事務所では久那橋上流の河川敷で訓練を行っております。ちなみに県が発行しているこの実技座学マニュアル編、これを利用して職員向けの訓練を行っているようでございます。水道局といたしましても、台風19号による別所浄水場の被災写真を初め、山間部に施設が点在していることから、災害時や施設管理には有効であると判断し、令和2年度の予算に計上させていただきました。また、ドローンの従事者でございますが、県のマニュアルを参考に、管理者1名、総括管理者1名、操縦者4名、操縦補助者2名、安全誘導員2名と、計10名の管理体制と役割を定め、若い職員を中心に運用したいと考えております。

それから、操縦に関する研修費用でございますが、予算書46、47ページ、第1款水道事業費用、第2項営業費用、3目総係費、20節研修費の資格取得及び講習会受講料の250万円のうちの6名分の130万円でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。何点か教えてください。

まず、資本的収入、説明資料を見ながらやっているのですけれども、ダムの割賦金について、市のほうからどのくらい来て、今水道局のほうでどのくらい払っているのか教えてください。それから、そのダムの割賦金の出しているところの出資比率です。

それから、今度は43ページと45ページになるのですけれども、緊急漏水修繕というのと45ページに水道料金等の包括的業務委託とあるのですが、電話するとお客様センターが出るのです。こういうことがあるのですよと言うと、上につながますということになるのですけれども、緊急の場合には、例えば職員が出てきて応急でやるのかなと思っていたら違う形になっているわけです。この辺の緊急漏水修繕とお客様センターのそうしたやり取りの内容についてどのように考えているのかお伺いいたします。それからあと、水道料金などの包括的業務委託にはどのような内容があるのか。

55ページなのでも、資本的支出、市道幹線配水管布設工事、55ページに何本か出ているのですけれども、このうち秩父市の市道のほうを見たのですけれども、石綿管がまだ相当残っていると。これを工事することによって、石綿管はどのくらい改善されるのか教えてください。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 山中議員の緊急漏水の対応とお客様センターの関係についてお答えいたします。

勤務時間内におきましては、お客様センターで一括して通報を受けまして、工務課職員または各事務所へ連絡をしております。それで職員により対応をさせていただいております。また、夜間、休日はシルバーの当直者から職員へというような形になっております。

それと、石綿管の更新でございますが、来年度更新予定が約2.7キロを予定してございます。昨年7月に報告をさせていただきました30年度時点の残存延長52キロに対しまして、令和元年度はまだ決算が出ていないので、分かりませんが、3.7キロの予定をしてお返しして、来年2.7キロ、合わせて6.4キロ、12%更新がされる予定でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 山中議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ダムに関する内容でございますが、予算書上の見積書で申し上げますと、36、37ページにございまして、まず利息に関する内容でございます。第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金の第1節他会計補助金の中の浦山ダム建設費割賦負担金利息補助金318万3,000円、これが一般会計、秩父市からの負担になります。その3行下に県費補助金の中の山間山沿い地域水道水源開発費の償還元金利息がございまして、これが県からの補助の内容でございます。

そのほか、元金の償還でございますが、50ページ、51ページの資本的収入及び支出の内容でござい

います。第1款資本的収入のうち第2項出資金、第1目出資金の第1節構成市町出資金、その中に浦山ダム建設費割賦負担金元金出資金、これが元金分の一般会計からの負担、8,761万1,000円でございます。その下の第1款資本的収入、第4項県費補助金、第1目県費補助金の中の第1節県費補助金でございますが、山間山沿い地域水源開発整備割賦補助金でございます。7,836万7,000円、これが県による元金の償還分ということでございますので、よろしく願いいたします。

それと、比率でございます。ダムの償還については、県が3分の1、市が3分の1、水道が3分の1と、それぞれ3分の1ずつ負担する内容でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

（柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇）

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 先ほどの山中議員のご質問の中の市道中央480号線から306号線、先ほど私が申しましたのは水道局全体の数字でございましたので、この5本のうちですと630メートルほど改良する予定でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。何点かありますので、少し分けて質問したいと思います。

まず、41ページの委託料のところですけども、そこに活性炭投入業務委託費192万5,000円が計上してあります。そして、次の43ページに活性炭の購入費用が1,579万1,000円というふうにありますけれども、まずこの活性炭の投入業務というのは、原水の様子を見て多分投入するのだと思うのですけれども、これはこの業者に水質が悪いから投入に来てくれというふうにするものなのか、それとも定期的に来て投入してもらうというような業務委託なのか、そのところをお願いします。

それから、もう一つ、活性炭なのですけれども、午前中の一般質問で活性炭の納入業者が名前がはっきり聞き取れなかったのですけれども、双葉産業という業者、名前がちょっと違っているかもしれないけれども、1業者になってしまったというのですけれども、1業者になってしまったというのは何かいかにも変な話なのですけれども、どうして1業者なのか。何か競争にならないのではないかなという気がするのですけれども、まずそのところをお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 技監。

（田村政雄水道局技監登壇）

田村政雄水道局技監 出浦議員のご質問にお答えします。

まず、活性炭の投入でございますが、これについては水質を見た結果、必要であるというときに来ていただくということで、ただしいつあるか分からないので、年間契約をして行っております。それからあと、活性炭の購入ですけども、先ほどちょっと訂正が遅れましたけれども、6社の中での競争見積りをしてありました。現在双葉産業という会社がやっているのですけれども、これに

ついても年度が替わるときに改めて入札をやるということで行います。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 活性炭の投入業務は、水が濁ったときに来てもらうという話なのですが、検査の結果、来ていただくというお話だったので、それって検査で分かったら職員の手で投入するということではできないものなのですか。それができれば、こういう業務委託をしなくても短時間でできるのではないかなと思うのですが、まずそのところを伺います。

それから、45ページの節16の委託料なのですが、下から4つの白丸のところには水道事業基本構想策定アドバイザー業務契約386万1,000円というのがあるのですが、これはどういう業務を委託するのか。広域水道では、基本構想の策定の業務委託だとか、その後は中長期経営戦略の業務委託だとかって、随分そういう業務委託をやっているのですが、今申し上げたのはどういう業務を委託しているのか、お願いします。

それから、53ページの建設改良費のところの9節の委託料なのですが、1億4,600万4,000円がありますが、一般質問でも申し上げたのですが、これはほとんどが調査設計の委託料になります。中には自前でできるものもあるのではないかなと思うのですが、全てこれは業者に委託しなくてはならないものなのかどうか。こういうところが節約できれば、費用が少なくて済むのではないかなと思うのですが、まずその3点をお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 水道局長。

（加藤 猛水道局長登壇）

加藤 猛水道局長 私のほうからは、活性炭の投入業務委託についてご説明いたします。

水質検査につきましては、県で一定の場所を定めて定期的に水質検査をしております。その結果に基づきまして、県からファクス等が届きますので、それによって活性炭の投入をしております。ただ、活性炭の投入設備が浄水場内にございますけれども、これ1トン袋の袋物で購入しております。それをつり上げて投入するわけですが、職員ではちょっとできないものですから、業者のほうに委託してユニックで投入しております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

（古屋敷光芳経営企画課長登壇）

古屋敷光芳経営企画課長 出浦議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

基本構想策定アドバイザー業務委託の内容ということでございますけれども、これは令和元年度、2年度の2年間の債務負担行為で進めている内容でございます。基本計画の時点修正を行うということで、令和2年度分として38万6,000円を計上しております。2年間の債務負担行為としては、1,100万円の計上をさせていただいている内容でございます。

以上でございます。

(何事か言う人あり)

議長（宮原睦夫議員） 経営企画課長。

(古屋敷光芳経営企画課長登壇)

古屋敷光芳経営企画課長 大変失礼しました。386万1,000円の金額でございます。訂正をさせていただきます。失礼しました。

議長（宮原睦夫議員） 工務課長。

(柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇)

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 出浦議員のご質問にお答えをいたします。

設計委託の関係でございますが、先ほど局長の説明の中にもございました円グラフを見ていただきますと、右側の下の段、配水管等新設改良費36億円、それとその左が浄水場等新設改良費8億円、合わせまして45億円ぐらいの事業を行っている中で、少ない職員でなかなか設計を自前でということは職員の労働条件だとか残業ですとか非常に多い中で厳しい状況でございます。また、基幹管路（Bルート）の設計でございますが、これは橋梁も含めたような設計もございますので、延長も1キロを超えるようなものもございます。また、基盤整備につきましても、まちの中の細い路地の給水管が張り巡らされたようなところの調査ですとか、そういう現地の調査は非常に時間かかりますので、この辺は業務委託ということでお願いをしたいと存じます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 確かに職員が少ない中で困難だというのは分かるのですが、やっぱり必要であれば職員も増やして、ただ減らせばいいというのではなくて増やして、ある程度の設計は自分たちでできるようにというのをぜひ私は目指していただきたいというふうに考えております。そうすれば給料の中でできるわけですから、残業手当がつくことはあるかもしれませんが、委託に出すよりもはるかに安くできるのではないかなというふうに考えております。

次に、工事請負費の関係なのですが、たくさんありますので、幾つか何うのですが、説明資料のほうで伺いたいと思いますけれども、かなり大型の工事が並んでおります。管理者提出議案の概要の一番最後のページに載っているのですが、まずこの建設改良費の45億1,672万円ですけれども、これは全体の経営からいうと極めてこの部分が単年度予算としては非常に大きくなっているというふうに思うのです。これをやると、本来であれば40年ぐらいかけて計画的に直していくものを短期間でやるから、いろんな予算上のひずみが出てくるのではないかなと思うのですが、そういう心配はないのかというのが1点です。

それから、工事の中身について伺いますけれども、10ページの下の方に主な事業というふうにありますので、その幾つかについて伺いたいのですが、それから3つ目の耐震基幹管路（A

ルート) 布設工事、A-4工区、4億4,100万円とありますけれども、こういう工事はどのくらいの管を布設するものなのか、それから下から2つ目の新秩父ミュージックパーク送水管布設工事、秩父管内1工区、2億5,190万円、これもその水道管の太さとしては何ミリのものを布設するののかについて伺いたいのですけれども、よろしくお願いします。

議長(宮原睦夫議員) 工務課長。

(柴岡康夫水道局次長兼工務課長登壇)

柴岡康夫水道局次長兼工務課長 出浦議員のご質問にお答えをいたします。

Aルートの来年度でございますが、今年度継続工事になっておりまして、影森の駐在のところから日野田の踏切までを計画してございます。現在押堀橋の下を推進を抜いているところでございます。また、開削では影森の駐在からJAのメモリアルの先ぐらいまで現在進んでおります。これが700ミリのダクタイ管で、フルーツファームのところまで700ミリ、そこからBルートがキヤノンのほうへ下りていきますので、そこからは600ミリを計画してございます。それと、ミュージックパークの送水管でございますが、来年度は矢尾の酒造りの森のところから、安立という集落が久那にあるのですけれども、その入り口付近までを計画してございます。600メートルになります。

以上でございます。

議長(宮原睦夫議員) 小鹿野事務所長。

(高橋 豊小鹿野事務所長登壇)

高橋 豊小鹿野事務所長 工事の関係ということで、担当している小鹿野事務所の管内の工事の説明をさせていただきます。新秩父ミュージックパーク送水管布設工事、秩父管内1工区ですが、場所はミュージックパークの公園内道路、新しくできる配水池からミュージックパークのテニスコートのところの脇の公園内道路を通りまして、田村のほうに下りていく道があるのですが、そのところまで約1,200メートル、これを現在ミュージックパーク内にある配水池につなぐ工事ということで、そこまでの管がダクタイの350ミリ、これが行く行くは小鹿野町まで入ってくる管になりますが、この管の工事ということになります。

以上でございます。

議長(宮原睦夫議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時08分

議長(宮原睦夫議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道局長。

(加藤 猛水道局長登壇)

加藤 猛水道局長 ご質問にお答えいたします。

全協で配りました建設改良費の約45億2,000万円でございますけれども、これは全体の建設改良費でございます。下段の表になっております補助事業については40億4,330万円、うち県費補助金が10億8,620万円となっております。主な事業につきましては、浄水場とか基幹管路の整備、これが継続費を組んでおりまして、事業費が令和2年度については40億円と、前年度と比べますと約10億円近く増えているものでございます。特に建物等につきましては、建設に費用がかかりますので、特に令和2年度については事業費が上がっております。水道局とすると平準化が望ましいのですけれども、やはり多かった年があったり少なかった年があるということで、平準化を目指しておりますけれども、そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

16番、出浦正夫議員。

(16番 出浦正夫議員登壇)

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦正夫です。反対の立場で討論に参加をいたします。

私は、そもそもこの秩父広域化の事業は最初から間違っただけというふうには強く感じております。つまり何か間違っただけかというと、国の水道広域化の補助金に飛びついて、広域化を進めていけば秩父の水道料金はいずれは安くなるというような形で広域化が進められてまいりました。現時点で起きていることは、今日の質問でもだんだん明らかになってきたのですけれども、橋立浄水場、それから別所浄水場から700ミリあるいは600ミリというような大口径の管路で秩父郡市をつないでいく莫大な金額がかかるわけです。さらに、この後のほうがもっと大きな金額がかかるということが予想されると思います。長尾根の配水池を造る、あるいは羊山の一角に配水池を造るなどなど、これからもっと大きな工事がどんどん出てくるというふうに考えております。そうすると、どういうことが起こるか。来年度は、45億円の工事をするそうですけれども、資産がどんどん増えて、減価

償却費が増えていく。それに見合う水道料金の値上げをしなければならない。併せて、水道料金の改定については総括原価方式を取るということですから、かかった費用の総額は利用者から納めてもらうという考え方になるわけで、今後も引き続き料金値上げが行われていくことは明らかです。今日の会議の冒頭で久喜管理者から統一料金の説明がありましたけれども、17.91%の値上げ案というのは水道局の示した案の中では金額が安いほうです。最高に高いのは、五十数%値上げすべきというような数字も出ているわけです。この後起こってくることは、計画でも5年ごとに値上げを行うというようなことが言われているわけですし、次々と料金値上げが行われる可能性があると思います。一方では、水道を利用する利用者の人数は減る、節水意識も高まる、水を使う器具もなるべく節水のものになっていく、こうなってくると水道経営そのものが後々極めて困難になるだろうと考えております。そういう意味で、来年度予算に提案されているこの予算の中身というのは、決して水道事業が継続する中身ではなく、秩父郡市の水道利用者に大きな負担を強いるものになるだろうというふうに考えます。では、何が必要かということ、工事の見直しだとか、人口減少に見合った水道設備の在り方だとか、こういうことを研究していくことが今求められていると思います。大手の水道業者などは、小さな浄水設備で50件、100件に給水できるような設備を今研究していると言われてます。今の計画のまま進めば、大口径管と大きな配水池と管路全体の延長も増えるということになって、極めて困難な事態になるということが予想されます。そうした意味で、私は本予算案に反対するものであります。

以上で反対討論を終わります。

議長（宮原睦夫議員） 他に討論ございませんか。

7番、小櫃市郎議員。

（7番 小櫃市郎議員登壇）

7番（小櫃市郎議員） 端的に賛成討論をさせていただきます。

この水道の広域化も難産の末、水道の広域化ができたわけでございます。そんな中で今日いろんな議論がある。また、これも今年、来年、再来年とかではなくて、やっぱりこれは50年、100年、この秩父地域の水道事業、この秩父のうまい水をこの秩父地域のこれから育てていく孫、ひ孫の代まで、その先まで未来永劫にこの秩父の水道、うまい水を飲めるべく私どもも努力し、この議会活動もやっているわけでございます。これも10年で330億円、細かい数字は分かりませんが、この事業を短縮してでも早期にやってもらいたい、そういう思いでございます。そういう観点から私は今回の予算に対して賛成の立場で討論をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(宮原睦夫議員) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時18分

再開 午後 4時21分

議長(宮原睦夫議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会議時間の変更

議長(宮原睦夫議員) 議長より会議時間の変更についてお諮りいたします。

会議時間は、会議規則第8条により午後5時までとなっておりますが、1時間延長し、午後6時までといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(宮原睦夫議員) ご異議なしと認めます。

よって、会議は午後6時までとし、会議を続けます。

○議案第3号及び議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長(宮原睦夫議員) 次に、議案第3号及び議案第4号を一括して議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び議案第4号 秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例につきましてご説明申し上げます。

2件の条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等に適用する規定について関係する9件の条例を一括して所要の改正を行うものと会計年度任用職員の報酬等について新たに条例を制定するものでございます。また、会計年度任用職員制度に係る条例の整備につきましては、各市町とも12月議会定例会において可決されているとお聞きしており

ます。組合においても同様に整備をしたいものでございます。

議案の説明の前に、今回の制度改正に伴う参考資料を用意いたしました。議案第3号、第4号の参考資料をご覧ください。まず、1の組合の運用として、現行制度において任用している組合のパートタイマー等は原則会計年度任用職員となります。また、臨時的任用職員、いわゆる臨時職員もその任用条件が常勤職員に欠員が生じた場合等に限られるなど、その運用が厳格化され、現行制度における組合の臨時職員も会計年度任用職員に移行されます。

次に、2の制度の主な内容でございますが、会計年度任用職員は一般職の非常勤職員となるため地方公務員法が適用されることになり、秘密を守る義務を初め各種の義務を負い、分限、懲戒処分の対象となります。また、1回の任期は1会計年度の範囲内に限定されております。

次に、3の会計年度任用職員の勤務条件等につきましては、勤務時間によりフルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員に分かれます。支給の内訳につきましては、フルタイム会計年度任用職員には、月額により給料のほか期末手当や通勤手当等が支給され、パートタイム会計年度任用職員には、時間給による報酬、期末手当、費用弁償として通勤手当相当額が支給されます。また、休暇制度につきましては、国の非常勤職員制度に準じ、年次休暇、特別休暇を付与する予定となっております。

それでは、条例の改正内容についてご説明を申し上げます。まず、議案第3号でございます。議案書の8ページをご覧ください。本条例につきましては、先ほども申し上げたとおり、会計年度任用職員等に適用する規定について、関係する9件の条例を一括して所要の改正を行うものでございます。

初めに、第1条、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正は、分限休職処分の期間について、会計年度任用職員は任期の範囲内とするものでございます。

第2条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正は、懲戒処分の減給を対象にパートタイムの会計年度任用職員の報酬を加えるものでございます。

第3条、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正は、新たに職員となった者が行う職員のサービスの宣誓について、会計年度任用職員については任命権者が別段の定めをすることができるものでございます。

第4条、旅費に関する条例の一部改正は、地方自治法の改正に伴い、パートタイムの会計年度任用職員を含む非常勤職員に対して旅費の費用弁償の支給を可能にするため、改正するものでございます。

第5条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、非常勤である会計年度任用職員も地方公務員法の育児休業等に関する法律の適用を受ける職員となることから、会計年度任用職員が取得できる育児休業や部分休業の期間や養育する子の条件等を規定するものでございます。

12ページの中段になりますが、第6条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

は、非常勤職員に係る勤務時間等について会計年度任用職員に改めるものでございます。

第7条、一般職職員の給与に関する条例の一部改正は、臨時または非常勤の職員を会計年度任用職員に改め、会計年度任用職員の給与について常勤職員との権衡を考慮し、条例で定めるものでございます。

次に、第8条、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正は、臨時技能職員を会計年度任用職員に改め、会計年度任用職員の給与について常勤職員との権衡を考慮し、規則で定めるものでございます。

第9条、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正は、人事行政の運営状況を公表する対象にフルタイムの会計年度任用職員を加えるものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日と規定するものでございます。

次に、議案書の14ページをご覧ください。議案第4号 秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例については、会計年度任用職員の報酬等について必要事項を規定するものでございます。

まず、第2条において、地方公務員法第22条の2第1項第1号、条例では第1号会計年度任用職員と表記していますが、パートタイムの会計年度任用職員に対する報酬、期末手当及び時間外勤務手当等の支給について定めるものでございます。

第3条は、特殊で専門的知識を有するパートタイム会計年度任用職員に対する特例規定、第4条は、国等が定める統一的な基準で支給することが必要なパートタイム会計年度任用職員に対する特例規定でございます。

第5条は、パートタイム会計年度任用職員に対する通勤手当及び旅費に相当する費用弁償の規定で、その額は常勤職員との権衡の原則により定めるものでございます。

第6条については、地方公務員法第22条の2第1項第2号、条例では第2号会計年度任用職員と表記していますが、フルタイムの会計年度任用職員に対する給料、各種手当、期末手当の支給について定めるものでございます。

第7条については、会計年度任用職員の報酬、給料の減額について、第8条は、会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料、手当の支給について規定しているものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日と規定するものでございます。

以上で議案第3号並びに議案第4号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。3号、4号、一括して出ているので、ざっと聞きますが、3号のほうは、規則というか、休暇とか、そういうあれで理解していいのですね。例えば今までパートとか、そういうのは忌引きなんかなかったのですけれども、そういうのも全部含めてこの規則を設けたということと、4号については、賃金のほかに一時金だとか含めてこれを制定するのだということで、新規で制定するということがいいのですね。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 山中議員のご質問でございますが、議案第3号についてはあくまでも今回の会計年度任用職員のものに係るほかの条例を全部一括でということです。議案第4号のほうは、当然今お話いただいたように報酬等、そういうものを全部こちらのほうの条例で定めるといふものでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。1点だけです。本条例による会計年度任用職員に該当する人数、人員数が何人かと、また会計年度任用職員への移行に伴いまして、人件費の増加額ですけれども、総額幾らになるか教えてください。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 黒澤議員のご質問でございます。まず、該当する人数につきましては、令和2年度の会計年度任用職員につきましては、いずれもパートタイムの職員で、クリーンセンターの計量事務に従事する職員を1名、それから秩父斎場の火葬業務に従事いたします職員の2名、計3名を予定しております。

それから、会計年度任用職員への移行に伴う人件費の増加額につきましては、実は令和元年度の臨時職員は5名おります。ということで、2名減となりますので、総額だけで比較しますと73万円の減額ということになります。仮に2年度の採用予定者の3人を現行の臨時職員制度で雇用した場合で、想定して比較してみますと、期末手当の支給に伴う共済費を含めまして、総額で125万円程度、1人当たり42万円程度の増加になるというふうに試算しております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 10番、浅見です。議案第4号の関係であります。秩父広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例であります。報酬等で、第2条の第3項でこの報酬の額はということで、この38.75に52を掛けて、1年間とし、それを割り戻したということなのですが、こ

れを今回の中では規則で定めるということになっています。給料表等は、表で示しているのが3名ということで、先ほど話がありました、表でこの表のここに適用するのだというのが分かりやすいのではないかなと思いますので、そこの規則で定めるというのは、条例で見ればそのまま分かるのですが、規則でということになると分かりにくくなるので、どの程度というふうなことについて、なぜ規則で定めるのかというのが1点と、それから先ほどの黒澤議員の中での給与がどうかという点なのです。継続になるかということ、単年度で雇うということなので、今の人を保障しているわけではないけれども、募集したときに会計年度任用職員になったときに今の現行の報酬とこれからの任用職員の報酬はどう変化するか、先ほど話がありました点があったので、73万円減額になります、どうのこうのという点があったと思います。そこについて再度よろしくお願いします。

あと、期末手当なのですが、プラスになるということで、一般的にこの会計年度任用職員を入れるときに報酬を下げたまま、期末手当をプラスしてあまり額は変わらないよというのは言われていたところなのですが、広域市町村では今説明があったとおりの給与を下げずに運用して期末手当がプラスになるかどうかの確認です。3点ですが、よろしくお願いします。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 浅見議員のご質問にお答えいたします。

まず、なぜ規則で定めたかという点でございます。会計年度任用職員につきましては、総務省が定めます会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルというものがございます。それを各自治体が参考にしているというところでございます。その参考例につきましては、基本的事項をまず条例で定め、細則部分、それについては規則等に委ねる等の考え方が示されております。組合自体が給与体系を秩父市に準じておりますので、ほかの自治体、埼玉県等においてもこの条例で同様の基本的事項を決めて、その細かいところについては規則に委ねているということがございますので、合わせた形で今回規則のほうで定めさせていただくというような形を取らせていただいております。

それから、先ほどお話しをいただいた73万円の減額に対して、仮に3人を現行の臨時職員制度で雇った場合、125万円程度になるというところは先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、最後のご質問でございます。議員がおっしゃるとおり、広域としては現行の制度に対して期末手当を上乗せするような形で考えております。先ほど申し上げたように、令和元年度と同様に業務につくことを考えておりますので、令和元年度と同様の勤務体制をまず予定しているというところでございます。斎場の会計年度任用職員につきましては、臨時職員制度による採用の場合との比較、斎場職員で想定しますと、期末手当の支給等により、予算ベースでは一人あたり約30万円程度増加になるのではないかなというふうに試算しておるところでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号及び議案第4号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっております2件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

まず、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（宮原睦夫議員） 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（町田信男事務局長登壇）

町田信男事務局長 議案第5号 令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

本補正予算案は、ただいま議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご可決いただきましたが、給与改定等に要する経費並びに事業費確定による

所要の予算措置を講ずるものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。第1条では、令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計の予算総額に歳入歳出それぞれ608万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を32億7,239万2,000円としたいものでございます。

第2条では、地方債の補正をしたいものです。4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。救急車整備事業の事業費確定に伴い、地方債限度額を1,360万円から1,190万円に引き下げる補正を行いたいものでございます。

それでは、歳入歳出の内容について事項別明細書にてご説明をいたします。8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入でございます。第2款の使用料及び手数料、第1目衛生使用料を23万1,000円減額し、補正後の額を2,440万5,000円としたいものでございます。これは、霊柩車の使用件数が当初見込み件数に比べ減少することによるものでございます。

第2款使用料及び手数料、第1目清掃手数料を521万7,000円増額し、補正後の額を2億4,051万2,000円としたいものでございます。これは、処理施設への持ち込み分が当初見込みに比べ増加することによるものでございます。

第3款国庫支出金、第1目消防費国庫補助金を104万円減額し、補正後の額を1,186万円としたいものでございます。これは、災害対応特殊救急自動車並びに高度救命処置用資機材の契約額確定に伴う補助金額の確定によるものでございます。

第4款財産収入、第1目物品売払収入を8万円増額し、補正後の額を23万3,000円としたいものでございます。これは、業務課の連絡車をリースに切り替えたことに伴う旧連絡車の売却と秩父クリーンセンターの機器類の整備に伴う交換部品等のスクラップ材の売却によるものでございます。

第6款諸収入、第1目組合預金利子を6万円減額し、4万円としたいものでございます。第6款諸収入、第2目雑入を351万8,000円増額し、補正後の額を1億1,594万円としたいものでございます。主に秩父環境衛生センターの有価物売却代を市況変動に伴い423万4,000円減額、また秩父クリーンセンターの売電収入を768万9,000円増額することが主な要因でございます。

第7款組合債、第1目消防債は、災害対応特殊救急自動車の事業費確定に伴い、170万円減額し、補正後の額を2,530万円としたいものでございます。

1ページおめくりいただきまして、10ページ、11ページをご覧ください。第8款県支出金、第1目消防費県費補助金を新たに計上し、29万7,000円増額するものでございます。昨年開催されましたラグビーワールドカップ2019の熊谷会場における警戒応援に要した費用に対する補助金の確定によるものでございます。歳入合計で608万1,000円の増額補正になります。

続いて、歳出でございます。まず、このたびの給与改定におきまして、条例改正でもご説明いたしました。国及び埼玉県人事委員会の勧告内容に準じまして、給料の月額を平均で0.1%、勤勉手当の支給割合を0.05月分それぞれ引き上げるものであります。

その結果、給与改定に伴う一般会計職員203人の給料、職員手当等の人件費は551万9,000円となります。職員の変動等による増減と共済費、社会保険料を含めると、人件費総額で871万1,000円となり、この額を補正したいものでございます。

それでは、款を追い、順次ご説明申し上げます。12、13ページをお開きください。第2款総務費、第1目一般管理費につきましては、31万3,000円増額し、補正後の額を1億1,191万6,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費を増額する補正をしたいものでございます。

第3款民生費、第1目介護認定審査会費につきましては、26万円減額し、補正後の額を5,050万2,000円としたいものでございます。第1節報酬を39万円減額、第2節給料、第3節職員手当及び第4節共済費、合わせて13万円増額する補正をしたいものでございます。

第2目自立支援審査会費は、第3節職員手当等及び第4節共済費、合わせて2万9,000円増額し、補正後の額を1,130万2,000円としたいものでございます。

第4款衛生費、第3目救急医療施設費は、59万円減額し、補正後の額を5,848万4,000円としたいものでございます。第13節委託料で、昨年のお即位に伴う5月の大型連休中の初期救急に対応するため、急遽開院する病医院があったことから、休日診療所運営事業委託料を45万2,000円、在宅当番医制運営事業委託料を13万8,000円減額したいものでございます。

第4目斎場費につきましては、174万9,000円減額し、補正後の額を7,646万6,000円としたいものでございます。第3節職員手当等及び第4節共済費、合わせて67万円の増額補正、第11節需用費の燃料費、光熱水費を152万円、第13節委託料を29万6,000円減額したいものでございます。需用費につきましては、斎場の火葬炉及び空調設備で使用しておりますプロパンガスの使用量が予想を下回ったことから、減額するものでございます。

第4款衛生費、第1目清掃総務費は、39万5,000円増額し、補正後の額を5,900万5,000円としたいものでございます。第11節需用費を16万5,000円減額、第13節委託料を64万円増額、第14節使用料及び賃借料を8万円減額したいものでございます。委託料につきましては、指定ごみ袋販売取扱店に対する収納委託料が不足見込みであることから、増額したいものでございます。

第2目クリーンセンター費につきましては、539万2,000円減額し、補正後の額を5億3,817万3,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費、合わせて15万3,000円の増額補正のほか、第11節需用費につきましては、電力の購入先を秩父新電力株式会社へ変更したことにより、基本料金が安価で契約できたことから、光熱水費を432万5,000円減額したいものでございます。また、第13節委託料122万円を減額したいものでございます。1ページおめくりいただき、焼却灰再資源化処理業務委託料及び焼却灰運搬業務委託料に不足が生じることから、合わせて348万3,000円を増額したいものと、そのほかに入札による予算との契約差額等をそれぞれ減額したいものでございます。

第3目環境衛生センター費は、472万3,000円減額し、補正後の額を1億5,869万1,000円としたいものでございます。第3節職員手当等及び第4節共済費、合わせて15万1,000円増額し、第15節工事請負費は487万4,000円減額したいものでございます。台風19号の被害による最終処分場の法面等補強工事について、施工方法の見直しにより756万8,000円減額するとともに、計量器用パソコン等に不具合が生じ、計量業務に支障を来すことから、更新工事として280万円を増額したいものでございます。

第5款消防費、第1目諸常備消防費につきましては、472万円増額し、補正後の額を14億6,366万2,000円としたいものでございます。第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費、合わせて786万8,000円増額、第9節旅費を19万8,000円減額、第18節備品購入費は救急車並びに高度救命処置用資機材の入札による予算との契約差額の295万円を減額したいものでございます。

第6款公債費、第2目利子につきましては、15万9,000円を減額し、補正後の額を1,324万9,000円としたいものでございます。今年度に起債予定の救急自動車の契約額確定により、起債額が減少することによるものでございます。

1ページをおめくりをいただきまして、16、17ページをご覧ください。第8款予備費、第1目予備費につきましては、1,349万7,000円増額し、補正後の額を2億335万8,000円としたいものでございます。歳出合計につきましても歳入合計と同額の608万1,000円の増額補正となります。

最後に、18ページから給与費明細書及び地方債の調書補正となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第5号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 10番、浅見です。今補正予算の説明がありました。聞いていて分かったところは省きまして、29ページです、まずは。ごめんなさい。9ページです。9ページにクリーンセンターの雑入がありました。売電収入が768万9,000円ということで、さっき説明を聞いたらちょっと分かりにくかったので、もう一回そのところを説明願えればというふうに思います。電力が増えたのだが、どうかという点だというふうに思います。

それから、13ページであります。クリーンセンターの需用費の光熱水費であります。先ほどの説明だと、いわゆる新電力から買い取ったということで、基本料金が下がったということでありませう。一般的に基本料金キロワット幾らという形なのですが、東電と比較してどのくらいかというのがもしデータとしてあったならば教えていただきたいというふうに思います。

それから、委託料の関係であります。入札差金ということですが、この中の誘引通風機整備業務委託なのですが、予算432万円に対して297万7,000円ということで、実績134万3,000円にな

るのです。この差が大きいというので、ここはどのようなものかというのが3つ目であります。

4番目であります。先頃あった11月補正で、環境衛生センターですが、最終処分場の法面等補強工事であります。補正予算では1,100万円の補正があったのですが、今回756万8,000円、施工方法を変えたということだけけれども、実績343万2,000円という形になると思います。こんなに違うものかというので、その説明を再度よろしくをお願いします。

それから、最後になりますが、同じ15ページの災害対応特殊救急自動車、これも予算2,020万円に対して1,760万円ということで、260万円の減額でありましたが、これは入札差金なのか、そのところについての説明をよろしくをお願いします。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） クリーンセンター所長。

（原島 健秩父クリーンセンター所長登壇）

原島 健秩父クリーンセンター所長 それでは、浅見議員からのご質問のうちクリーンセンターに係る部分を順次お答えしたいと思います。

まず、クリーンセンターにおける売電収入の増額分、これについてですが、売電収入768万9,000円の増額、この理由でございますが、当初予算算出時に焼却炉の停止リスク等を考慮しまして、算出した金額の85%で予算を計上しておりました。ただ、焼却炉、発電設備ともに順調に稼働しておりまして、発電電力量が予定していた電力量を81万5,370キロワットほど上回る見込みとなったことが増額となる要因でございます。この見込みの電力量から補正予算を算出したわけですが、見込み月がまだ4か月残っておりまして、この間の焼却炉停止リスクも考慮しまして、見込み分の金額につきましても算出金額の85%で計上しております。金額の内訳といたしますと、バイオマス分とそれ以外の非バイオマス分に分けられると思います。バイオマス分が358万2,151円、率にしますと46.588%でございます。それから、非バイオマス分につきましては410万6,849円、率にしますと53.412%ございました。

続きまして、需用費の光熱水費の減額分の内訳でございます。クリーンセンターの光熱水費の減額につきましては、主に高圧電力の買入れが安価に契約できたということが要因でございます。当初予算につきましては日立造船の参考見積りを使っておりました。これは、30年度までの契約先でございます。令和元年度の4月から秩父新電力株式会社と契約いたしました。この契約に際しまして特段にご配慮をいただきまして、特に先ほど出ましたが、基本料金、こちらが安価で契約していただいております。基本料金につきましても、予算に計上した1キロワット当たりの金額でございますが、ほとんど東京電力と一緒にございまして、1,603.8円で予算を計上してございました。実際に契約した単価でございますが、1キロワット当たり544.39円ございました。

続きまして、委託料の減額につきまして、こちらは入札によります不用額を減額補正したいものでございます。議員ご指摘のとおり、誘引通風機、こちらにつきましては主に電動機の整備が主体

でございました。使用しております電動機につきましては、基幹的改良工事の際、プラントメーカーが選定して設置した海外製品でございます。この電動機メーカーが代理店を使って整備をする場合、指定の工場へ持込みをして整備をするということが基本となっております。これによりまして、設置したプラントメーカーから予算編成時には参考見積りとして取っておりますが、これを基礎にして予算計上しておりました。それから、取扱いできる業者が4社ありまして、こちらを指名して入札を行ったところ、プラントメーカーが135万3,000円で落札いたしました。これ実際に事情を聞きますと、工場持込みではなく、現地整備でできるという判断をしてこの入札額で入札をしたということでございます。ちなみに性能保証についても、このプラントメーカーがこの価格の中で保証するというところでございました。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 環境衛生センター所長。

（嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長登壇）

嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長 浅見議員のご質問の15ページ、法面等補強工事の関係につきましてご説明いたします。

当初の計画では、崩落部分から右側10メートルほどのところについて同様のモルタルコンクリートの吹きつけ工事箇所がありまして、そこから続けて施工すればと判断したことから、放流配管工事を含むモルタルコンクリート吹きつけ工事で見積りを徴しました。その後、別の工法があるか検討したところ、もっと安価で施工日数もかからないふとんかご工法があることが分かり、変更することといたしました。この工法は、鉄線かごに15センチから20センチぐらいのかご詰め石を入れる工法で、幅9メートル、高さ5段で2.5メートル規模の工事となりました。土木工事として、法面等復旧工事の施工費につきましては95万7,000円で、1月14日に終了いたしております。また、放流配管復旧工事につきましては、5メートルの耐震管8本、約40メートルとサポート基礎11個、特殊UV塗装の施工の工事費247万5,000円で、2月中に完成予定でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 総務課長。

（町田 進専門員兼総務課長登壇）

町田 進専門員兼総務課長 浅見議員の災害対応特殊救急自動車2,020万円に対し260万円の減額は実績1,760万円の入札差金であるかのご質問にお答えします。

ご質問のとおり、平成31年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算、当初予算額、災害対応特殊救急自動車2,020万円が指名競争入札の開札の結果、事業費の確定により1,760万円となり、その差額分260万円を減額補正するものでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(宮原睦夫議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(宮原睦夫議員) 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(宮原睦夫議員) 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(町田信男事務局長登壇)

町田信男事務局長 議案第7号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年度一般会計の予算編成に当たりましては、組合の共同処理する事務事業は広域的に行うことでより経済的かつ効率的な執行が求められております。組合を構成する市町において厳しい財政状況が続く中で、構成市町の負担金が主たる財源である本組合の財政運営においては、こうした市町の財政状況を十分認識し、歳出の削減または抑制に努め、生活に欠かすことができない事業である消防救急、環境衛生及び福祉、保健医療の分野において、1市4町、10万人の負託に応えるため、組合全体で一丸となって、秩父地域全体の安全安心、快適なまちづくりを実現するため、予算を取りまとめました。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の予算書の1ページをお開きください。第1条

では、令和2年度予算の総額を歳入歳出それぞれ35億365万6,000円、前年度予算額30億9,755万5,000円に対し4億610万1,000円の増額、率にして13.11%の増としたところでございます。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表、地方債により定めるものであります。内容については、後ほどご説明させていただきます。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

2ページおめくりいただきまして、4ページをお開きください。第2表、地方債でございます。消防自動車整備事業、救急自動車整備事業及び消防防災拠点整備事業のための起債で、起債限度額を前年度と比較し3億1,670万円増額の3億3,030万円とさせていただきます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。8、9ページをお開きください。歳入でございます。第1款の分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の9の負担金額の合計で26億5,552万4,000円で、前年度と比較して5,899万1,000円の増額、率にして2.27%の増となります。歳入全体に占める割合は75.79%になります。

ご案内のように、この市町負担金は組合同約に定める負担基準に従って納めていただいているもので、負担金積算基礎は確定数値を使用しております。負担金明細書は、42ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、第2款の使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は2,430万5,000円で、これは火葬場使用料及び霊柩車使用料でございます。

次に、第2項手数料、第1目清掃手数料は2億8,839万6,000円で、主なものは処理施設持込手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料で、前年度と比較して5,310万1,000円、率にして22.57%の増となります。廃棄物の処理等に関する条例の一部改正により、手数料の見直しによる増額が主な要因となります。

第2目消防手数料は75万円で、危険物施設許認可や火薬類煙火消費手数料でございます。

次に、第3款財産収入、第1項財産運用収入は154万円で、土地貸付収入と建物貸付収入及び公共施設整備基金預金利子に係るものでございます。

1ページおめくりいただきまして、10、11ページをお開きください。第2項財産売払収入は65万円で、更新予定の消防自動車及び救急自動車の売払いによるものでございます。

次に、第4款の繰越金は1億円でございます。これは、令和元年度予算の予備費、現計予算額の不用額を新年度の繰越金として計上して、歳入財源とさせていただきます。

次に、第5款の諸収入、第1項組合預金利子は3万円でございます。

第2項雑入は1億216万1,000円で、秩父クリーンセンターの売電収入を6,641万4,000円と、有価物売却代として、カン売却代から羽毛布団売却代として3,170万1,000円を計上いたしました。なお、前年度と比較して1,026万1,000円の減額、率にして9.13%の減となりますが、有価物売却代のうちカン売却代、紙類、金属類及びペットボトルの売却単価が値下がりしている関係で有価物売却代が1,104万6,000円減額していることが要因となります。

次に、第6款の組合債は3億3,030万円で、消防自動車整備、救急自動車整備及び消防防災拠点整備に係るものでございます。なお、これらにつきましてはいずれも地方交付税措置がある地方債を活用する予定でございます。

1ページおめくりいただき、12、13ページをお開きください。国庫補助金につきましては、廃除科目となります。歳入に関しましては、以上となります。

次に、歳出に移ります。1ページおめくりいただきまして、14、15ページをお開きください。まず、第1款議会費は299万4,000円で、これは議員報酬や調査旅費、会議録調製委託料などが主なものでございます。

次に、第2款の総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億2,343万5,000円となり、前年度と比較して394万4,000円の増額となります。職員12人分の人件費や各システムの維持管理に係る費用などでございます。

議案第1号の事務局設置条例の一部を改正する条例をご可決いただきました組織体制の見直しにより、4月より水道局契約検査課の事務局への移管に伴い、契約検査課職員人件費5人分と事業に係る経費を16、17ページにわたり一般管理費に計上しております。一般管理費の増額は、この組織体制の見直しによる経費が増額要因でございます。

第2目公平委員会費は4万8,000円でございます。

第2項監査委員費は24万6,000円でございます。

1ページおめくりいただき、18、19ページをお開きください。次に、第3款の民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,058万3,000円でございます。これは、介護認定審査会委員の報酬や職員4人分の人件費、11節役務費のネットワーク通信代、13節使用料及び賃借料の審査会システムに係るシステムの使用料などが主なものでございます。

第2目自立支援審査会費は1,069万8,000円でございます。自立支援審査会委員の報酬と職員1人分の人件費が主なものでございます。

1ページおめくりいただきまして、20、21ページをお開きください。第4款の衛生費、第1項保健衛生費の第1目結核予防費は1,924万2,000円でございます。この事業は、圏域住民を対象としたエックス線検診車による撮影業務やフィルムの読影業務を秩父郡市医師会に委託し、実施しております。

次に、第2目循環器検診費は660万1,000円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中

学校の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次に、第3目救急医療施設費は5,786万5,000円で、前年度と比較し120万9,000円減額となります。国民の祝日が令和元年度より減少することが減額要因でございます。事業の内容は、12節委託料に、休日などの初期救急医療体制を確保するための休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急の運営事業を秩父郡市医師会に委託し、実施する経費を2,290万5,000円、18節負担金、補助及び交付金に、2次救急医療体制として、年間を通じて毎日の夜間及び日曜日、国民の祝日等の救急患者の受入態勢を整備するため、病院群輪番制度へ参加する秩父市立病院、秩父病院、皆野病院の3病院への補助金3,496万円となっております。

次に、第4目斎場費は9,041万円で、前年度と比較し1,010万8,000円の増額となります。職員2人分と会計年度任用職員2人分の人件費と斎場運営、維持管理に関する経費を計上しております。斎場配属職員が3月末で定年退職となり、人員確保が困難なことから、現在委託している火葬炉運転等業務により、組合職員の減少を委託によりカバーすることによる増額、また火葬設備の保証期間満了による消耗品の購入費や、1ページおめくりいただきまして、22、23ページでございます14節工事請負費に計上しております火葬炉他主燃焼室耐火物補修工事が設備の維持管理上、新たに必要となることが増額の要因となります。

次に、第2項清掃費、第1目清掃総務費は9,034万6,000円となり、前年度と比較し3,173万6,000円の増額となります。契約検査課の事務局移管に伴い、一般管理費に計上しておりました業務課職員の人件費4人分を清掃総務費へ計上したことが増額の要因となっております。

清掃総務費の主な経費は、第10節需用費、消耗品費に有料指定ごみ袋の製作購入経費、第12節委託料に計上しております有料指定ごみ袋の販売店への収納委託料でございます。

次に、第2目クリーンセンター費は5億5,075万6,000円でございます。職員5人分、再任用職員1人分と会計年度任用職員1人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、運転管理業務委託料や定期点検整備業務に係る委託料、工事請負費などがございます。

2ページおめくりをいただき、27ページ、14節工事請負費の1段目に2号煙道排ガス分析計更新工事2,066万円がございます。この分析計は、大気汚染防止法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、排ガスのうちばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物、一酸化炭素及び酸素の6成分の濃度について、生活環境に影響を与えないよう常時監視と記録を行う重要な設備で、2系統ごとに設置されており、2号炉用分析計の更新工事を行うものでございます。

第3目環境衛生センター費は1億5,857万3,000円でございます。同じく職員4人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類等消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料などがございます。

1ページおめくりいただきまして、第12節委託料に廃棄物受入管理資源化業務委託料8,646万円がございます。この委託業務は、センター内のストックヤードの管理や秩父リサイクルセンターでの資源化業務などを秩父リサイクル事業協同組合に委託して実施しているものでございます。

また、委託料の最下段の廃棄小型家電製品処理業務委託料は、小型家電製品につきましては、令和元年度までは有価物として売却をしておりましたが、平成29年に中国が廃プラスチックの輸入を禁止し、東南アジアなどへ日本も廃プラスチックの輸出先を変更したようですが、これらの国も次々と輸入規制をし、廃プラスチックを取り巻く環境が変化しております。このような要因から、有価物としてではなく、廃棄物としての処分料が必要となり、204万6,000円を新たに計上したものでございます。

第4目廃棄物収集費は1億9,140万円でございます。可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集業務に係る委託料でございます。前年度比174万円の増額は、6か月分の消費増税分でございます。

次に、第5款の消防費、第1目常備消防費は15億4,564万6,000円で、前年度比7,905万円の増額でございます。再任用職員10人を含む消防職員数181人に係る職員人件費が13億1,976万7,000円で、前年度比2,908万2,000円の増加、車両更新に要する費用が8,355万2,000円、前年度比5,255万2,000円の増加が主な要因となっております。

1ページおめくりいただき、30、31ページをお開きください。委託料の下から4段目の高機能消防指令センター保守点検業務委託料の1,075万3,000円は、保証期間満了により8月より新たに保守費用が発生するものでございます。

また、委託料の最下段、NE T119緊急通報システム構築業務委託料236万5,000円を計上いたしました。これは、第4次障害者基本計画に基づき、総務省消防庁より令和2年度までに全ての消防本部でシステム導入の通知に基づくものでございまして、運用に要する経費については、市町村に対し地方交付税措置が講じられております。

第17節備品購入費ですが、1ページおめくりいただきまして、小型動力ポンプ付水槽車5,385万2,000円は、南分署に配備されている平成6年式の水槽車を更新整備するものでございます。

次に、備品購入費の一番下の救急自動車2,970万円は、東分署に配備されている平成20年式の救急車を更新整備するもので、更新後の現在の救急車は西分署へ配置替えをし、できる限り新しい救急車を配備するようローテーションを行いたいと考えております。なお、令和2年度に救急車が整備されますと、全ての救急車が高規格救急車となります。

第2目消防施設費は2億5,725万円でございます。消防職員による救助活動に必要な訓練塔、また市町の消防団、自主防災組織等が広く活用を図るための施設でございます。消防防災拠点施設の建設に係る費用として、委託料、工事請負費並びに備品購入費を計上したものでございます。

次に、第6款公債費、第1目元金は3億523万1,000円で、前年度比946万7,000円の増額となっております。元金の増額の要因は、平成30年度借入れ同意分の災害対応特殊はしご付消防自動車の元金償還額1,183万8,000円の増額によるものでございます。

第2目利子は1,233万1,000円で、前年度比107万7,000円の減額となります。火葬場建設事業債、ごみ処理施設整備事業債、消防施設整備事業債、消防庁舎建設事業債などの元金、利子の償還費で

ございます。

次に、第7款の諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は1,000円を計上させていただいております。

次に、第8款の予備費は3,000万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

36ページ以降が給与費明細書などでございますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（宮原睦夫議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） それでは、一般会計の質問を行います。

初めに、14ページから入ります。先ほどの説明で、契約検査課の5人の職員が来ます。一般管理で入るのかと思ったら、ここではプラス1で、先ほどの説明だと、清掃総務に4人を配置しますということなので、職員配置がどのようにどう変わるのかについて再度説明をよろしくお願ひします。

それから、クリーンセンターが職員5名、今まで5名だったのだけれども、6人と会計年度任用職員1名となりましたが、ここを増やした理由についてはどうかという点であります。

それから、3番目であります。先ほど説明を求めた委託の関係で、25ページなのですが、委託料で、クリーンセンターの誘引通風機整備業務委託というのは今回計上されていないというふうに言いました。誘引通風機というのは、出たガスを煙突に行く途中で引っ張って送る設備だと思えますが、先ほど工場持込みをしなくて済んだということですが、今回計上されていないのはなぜかという点であります。

それから、工事の関係であります。29ページ、環境衛生センターの14節ですか、負荷開閉器と高圧引込みケーブルの更新工事となっておりますが、どの程度使用してこうなったのかというふうな点であります。これは、経過年数で行ったのか、あるいは委託点検等での是正措置となっていたのかどうか、そここのところについての説明をよろしくお願ひします。

それから、常備消防のほうでは、先ほど再任用を含めてということで、前年度に比べて5名増となっておりますが、この辺の考え方というか、どういうふうな内訳かということであります。

それから、31ページになりますが、消防本部の工事請負費、14節になりますが、負荷開閉器、高圧引込みケーブル更新工事ということで150万円、先ほどの環境衛生センターが460万円ということで、この工事費の差はどういう点なのか、またこれはいつ更新なのか、あるいは委託点検での指摘事項なのかについてであります。

最後についてであります。33ページ、常備消防の中での消防施設費の防災拠点整備工事監理業務と工事とということで2億5,725万円計上されています。これは、場所はどこですかということで、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 それではまず、管理課から人件費のお答えをさせていただきます。

予算書の14ページのところの一般管理費では、プラス1ということで今お話をいただきました。元年度の当初予算では、一般管理費において11人の人件費を計上しております。このうち業務課4人分を清掃総務費に先ほど説明があったように移したということで、ここに契約検査課5人分を計上させていただきます。この結果、令和2年度は1人増の12人分を一般管理費において計上したということでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） クリーンセンター所長。

（原島 健秩父クリーンセンター所長登壇）

原島 健秩父クリーンセンター所長 それでは、ただいまの浅見議員のご質問にお答えいたします。

クリーンセンターの職員6名ということでございますが、再任用職員を1名雇用を予定しております。会計年度任用職員1名と合わせまして2名で、計量業務につかせる予定でございます。施設の運営管理につきましては、現状と同じく職員5名で対応いたします。

それから、誘引通風機でございますが、本年度中に1系統、2系統、両方とも整備を済ませておりますので、次年度の予定はございません。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 環境衛生センター所長。

（嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長登壇）

嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長 それでは、浅見議員のご質問にお答えいたします。

29ページの工事請負費、負荷開閉器と引込みケーブルの経過年数及び委託点検で是正措置となっているかどうかについてお答えいたします。負荷開閉器の経過年数につきましては15年でございます。次に、引込みケーブルの経過年数については20年でございます。また、是正措置となっていたかにつきましては、法定点検時の報告書で是正措置となっております。

続きまして、31ページについて環境衛生センターのほうからご説明させていただきます。29ページに記載の環境衛生センターの工事費の460万円と31ページの工事請負費の額の差についてでございますが、29ページには負荷開閉器と引込みケーブルのほかに給水ポンプユニット交換工事140万円、連続式遠心分離機分解整備工事費150万円が含まれた予算となっております。環境衛生センターの負荷開閉器と引込みケーブル更新工事については170万円、合計460万円となりますので、記載に差があったということです。以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 消防長。

(小林幸一消防長登壇)

小林幸一消防長 私からは、29ページの5款1目常備消防費の2節給料の説明欄にございます181名の内訳につきまして説明をさせていただきます。

181名のうち実員数が171名で、10名が再任用職員という内容でございます。前年度は、実員数が170名で、再任用職員が6名でございましたので、5名の増員ということになります。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 総務課長。

(町田 進専門員兼総務課長登壇)

町田 進専門員兼総務課長 工事請負費、負荷開閉器と引込みケーブルの更新ということで、浅見議員から額が違う理由ということでご質問を受けましたことについてお答えします。

令和2年度の秩父広域市町村圏組合一般会計、14節工事請負費、負荷開閉器、高圧引込みケーブル更新工事につきましては、150万円の工事、これは負荷開閉器の交換工事と高圧引込みケーブルの更新工事となります。

なお、この是正措置という部分につきましては、消防本部庁舎が建設後18年を経過し、老朽化による絶縁破壊により波及事故が発生するおそれがある部分について、保守点検契約業者から電気工作物の点検結果報告書により指摘、これは点検結果記事でご指摘を受けました。

なお、この保守点検業者のホームページには、負荷開閉器の交換推奨時期は15年、それと高圧引込みケーブルの交換推奨年数は20年ということで、是正ということではなく、推奨に沿って、消防本部という防災施設が業務停止になるというようなことがないように防止のために、18年でありましたが、ケーブルの交換並びに周辺への停電による波及の防止のために工事をする事としました。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 警防課長。

(小茂田 浩専門員兼警防課長登壇)

小茂田 浩専門員兼警防課長 私からは、33ページ、消防防災拠点施設整備工事、場所はどこですかというご質問に回答させていただきます。

場所は、消防本部の敷地内になります。また、位置ですが、消防本部庁舎の西側で、現在の訓練塔が建つ場所で計画をさせていただいております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 今の電気の関係で、私も電機屋なもので、実際上の予防保全というか、計画的に進めることが大事だろうということでもあります。今現在固定資産の法定耐用年数というのを見て、水道と比べてどうだろうなと思って見たのですが、耐用年数を定額法で調べていったときに機械装置及び電気装置というのでは8年から17年となっているので、一般から見ると、こんなに早く

と。多分C Vケーブルでやっていると思うのですが、昔のだという、B Nケーブルだという、それなりのものがあると。あるいは、一定程度の水トリ現象で劣化がありますよというのはあったのですが、20年ですか。法定点検をやっているときに、多分ベアリングとかってやりながら来ている中身だと思うのです。それから、機能性点検でやっていたのですが、これは環境衛生センター、先ほどの工事請負費、こちらも同じ理由というか、常備消防と同じ理由ですか。もう一個がちょっと資料が出てこなくてごめんなさい。ページ数が出てこないです。これは環境衛生センターもそういう先ほどと同じ理由というか、委託業者が予防保全に基づいてこれで交換すると。点検は毎年やっているから、確保されているというのはあると。悪かったら当然是正勧告なのですが、そうではなくて予防保全ということで、消防の重要性、それから引込みケーブルでありますので、環境衛生センターも同じ理由かどうか。もう一度そのところの理由をよろしく願います。

議長（宮原睦夫議員） 環境衛生センター所長。

（嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長登壇）

嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長 浅見議員にお答えいたします。

同じことになります。よろしく願います。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 款5 消防費、節12の委託料のところでお願います。

下から4番目と5番目の消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料990万円、それから高機能消防指令センター保守点検業務委託料1,075万3,000円、これについてなのですが、これは金額的には多いのだけれども、消防活動の要をなす仕組みだから、常に整備点検しておかなくてはならないと思うのですが、1つは実際の業務というのはどういうふうになっているのか。例えば一月に一遍本部を点検し、分署も点検するとか、まずその点検業務の大まかで結構です。それから、もう一つは、これまで何年かそういうことをやってきたと思うのですが、今まで大きな支障だとか不都合だとか、そういうことはあったのかなかったのか、願います。

議長（宮原睦夫議員） 指令課長。

（中里 悟消防本部次長兼指令課長登壇）

中里 悟消防本部次長兼指令課長 出浦議員の質問にお答えします。

31ページ、12節委託料の消防救急デジタル無線保守点検業務委託並びに高機能消防指令センター保守点検業務委託につきましては、指令センターの性質上、システム障害が発生した場合、迅速な復旧が求められるため、各種機器の特殊性と情報に関する専門的な技術を有する業者による24時間の保守管理体制を必要不可欠としております。緊急時に消防本部のほうへ一定時間内に来てもらうとか、そういった対応を取っております。点検につきましては年2回、1日ではありません。二、三日をかけて指令センターと署所の端末装置を点検してもらっております。デジタル無線につま

しては、基地局がミュージックパーク、それから消防本部にありまして、そちらのほうも出向してもらっております。それから、今までに大きな障害があったかということですが、障害発生時はすぐに連絡をして、業者が24時間の対応を取っておりますので、障害は多数あります。そんな状況です。

議長（宮原睦夫議員） 2番、山中進議員。

2番（山中 進議員） 2番、山中です。8、9ページの2款2項、清掃手数料の増額の理由ということなのですが、先ほど説明があったのですが、恐らく条例を改正して、この手数料が上がったということもあるのですけれども、それでいいのかどうか確認です。

それから、11ページの売電収入についてですが、前年度との比較と売電先、それに単価、それから25ページ、委託料のうちクリーンセンターの運転委託料の内容、これは非常に幅が広いと思うのですけれども、大きなところだけでいいです。委託先ね。

それから、よく分からないのが廃棄物受入管理資源化業務委託の内容、この辺がちょっと意味が分からないので、教えてください。

議長（宮原睦夫議員） 業務課長。

（野澤好博業務課長登壇）

野澤好博業務課長 それでは、2番、山中議員のご質問にお答えさせていただきます。

予算書の9ページ、廃棄物処理手数料の処理施設持込み分の手数料が増額している理由ということでございますけれども、こちらにつきましては11月の定例会でご可決いただきました手数料の改定に伴う料金の増額ということでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 環境衛生センター所長。

（嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長登壇）

嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長 山中議員のご質問にお答えいたします。

廃棄物受入管理業務委託につきましては、秩父環境衛生センター内で実施しておりますごみの受入れから解体、選別等の資源化業務全般について、一括して業務を秩父リサイクル事業協同組合に委託するものでございます。具体的には、資源ごみ、不燃ごみ減量化業務委託、それからストックヤード管理業務、ゼロ番から6番、続きまして廃家電、粗大ごみ減量化業務、ペットボトルの減量化業務、特定家庭用機器一般廃棄物の受入れ管理業務等でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） クリーンセンター所長。

（原島 健秩父クリーンセンター所長登壇）

原島 健秩父クリーンセンター所長 それでは、ただいまの山中議員のご質問にお答えいたします。

売電の売払い先でございますが、前年度と同じく秩父新電力株式会社でございます。単価につき

ましても本年と同額でございます。バイオマス分が単価が18.7円、非バイオマス分につきましては10.48円でございます。

それから、運転管理委託業務でございます。こちらは、前年と同じくテスコ株式会社でございます。内容ですが、24時間の焼却炉の運転管理、それからボイラー、タービン発電機、それからプラントホームでの受入業務、それから軽微な修理、整備等を行っております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 先ほど指令課長から説明させていただきました点について1点修正をさせていただきたいと思っております。先ほど高機能消防指令センター、それから消防救急デジタル無線に対しまして現在までに大きな不具合があったかという質問がありましたけれども、現在まで出場体制に影響するような障害というのは発生されません。軽微な不具合につきましては、24時間体制で対応していただいておりますので、訂正をさせていただきます。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） 8番、浅海です。2点ほど消防のほうで、先ほど消防長から職員の数181名ということでお聞きしました。そのうち再任用が10名、実質5名増えたということで、その5名増えた職員の配置はどのように考えているのか、また5名増えたことによって、職員の年次有給休暇とか、そういったものが取りやすくなるような環境になったのかどうか、1点お伺いします。

それと、33ページの訓練塔の関係です。訓練塔が工事をすることになると、当然そこでは訓練ができないと思っておりますけれども、訓練についてはどのような場所を考えて、どのように訓練をしていくのか、この2点を伺います。

○会議時間の変更

議長（宮原睦夫議員） 議長より会議時間の変更についてお諮りいたします。

先ほど会議時間を午後6時までといたしましたが、1時間延長し、午後7時までといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、会議は午後7時までとし、会議を続けます。

議長（宮原睦夫議員） 答弁を願います。

（「休憩」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時50分

再開 午後 5時57分

議長（宮原睦夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

消防長。

（小林幸一消防長登壇）

小林幸一消防長 ただいまの浅海議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

来年度実員数が171名、そして再任用職員が10名、合計しますと181名という体制になります。内訳につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりです。実員数が1名増員となるわけですが、このことにつきましては、現在女性消防職員が5名おりますけれども、3名が結婚し、出産から育児休業に入りまして、長期休暇が見込まれることから、現場活動に当たります実員数が減少するということになります。このことから、正副管理者並びに各理事の皆様のご理解をいただきまして、計画的な増員をお願いしているところでございます。実員数が1名増えることによりまして、急な病気、またはけが、そういったことに対しまして、人員が少なくなった場合の対応として、そういった体制が取ればいいなというふうに考えておりますので、これからも検討していきたいというふうに思っております。

また、配属先なのでございますけれども、現在、消防本部、また消防署で配属を計画しているところでございますが、先ほど町田局長からも一般質問の中で答弁していただきましたが、今後再任用職員が増えるということから、組合全体として考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 消防署長。

（関河幹男消防本部次長兼消防署長登壇）

関河幹男消防本部次長兼消防署長 それでは、私のほうからは先ほどの浅海議員の訓練場所についての質問にお答えさせていただきます。

来年度建設いたします防災拠点施設工事、これが始まりますと、当然現在の秩父消防本部敷地内での訓練が不可能となります。幸い秩父消防本部の北分署に訓練施設、訓練ができる敷地がございますので、そちらに場所を移して来年度も訓練をする予定でございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 8番、浅海忠議員。

8番（浅海 忠議員） それぞれ答弁ありがとうございました。ぜひ消防長には、職員がそれぞれい

い環境で勤務できるような、そういった体制をつくっていただければと思います。また、当然再任用が増えてきたときには広域全体で配置を考えていくということで、そういった配置をぜひよろしくお願いしたいと思います。

あと、訓練塔ですけれども、北分署を使ってやるということで、やはり日々の訓練が職員の資質を高め、そしてそれがひいては地域住民の安心安全を守っていくということですから、訓練においても、しっかりした形で訓練ができて、それぞれの職員の機能を高めていただくようお願いをしまして、私の質問を終わります。

議長（宮原睦夫議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 質疑なしと認めます。

クリーンセンター所長。

（原島 健秩父クリーンセンター所長登壇）

原島 健秩父クリーンセンター所長 先ほど山中議員からご質問いただきました発電電力の売払い先を修正させていただきます。こちらにつきましては、先ほど秩父新電力で全てというお話をしたのですが、この制度が変わりまして、バイオマス分については東京電力が買取り義務者でございます。非バイオマス分については、全量そのまま秩父新電力へ売払いしております。東京電力が買い取ったバイオマス分の電力につきましては、再生エネルギーの電力卸供給約款というのが東京電力にありまして、これを利用して、こちらから売り払ったバイオマス分の電力は全て秩父新電力で使うことができるということになっております。ということから、ここで発電した電力は秩父新電力がバイオマス分、非バイオマス分について全量使えているということでございます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 環境衛生センター所長。

（嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長登壇）

嶋崎典浩秩父環境衛生センター所長 先ほど浅見議員から質問のありました負荷開閉器と引込みケーブルの関係なのですが、先ほど消防と同じと回答いたしました。報告書により是正措置がなされておりましたので、訂正させていただきます。

以上でございます。

議長（宮原睦夫議員） 管理課長。

（柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇）

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 大変申し訳ございません。先ほど環境衛生センター費の説明の中で、28、29ページのところの工事請負費460万円、これが内訳があるという話をさせてもらったと思います。大変申しわけないのですが、今日はこの更新工事ほかという形にさせていただいて、後ほど細かく3つのものを記載したものを送らせていただきたいと思いますので、ご了解をいただけ

ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（宮原睦夫議員） 以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（宮原睦夫議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（宮原睦夫議員） 総員起立であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（宮原睦夫議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 6時05分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月19日

議 長 宮 原 睦 夫

署名議員 浅 海 忠

署名議員 黒 澤 克 久

署名議員 浅 見 裕 彦